

3. 出水期に向けた各種連絡事項について

国水計調第1号
国水情第4号
国水環保第2号
令和2年4月30日

各都道府県・政令指定都市 水防担当部長 宛て

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室長
河川情報企画室長
河川環境課 河川保全企画室長

令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」と総称する。）の開催については、平成31年3月29日付水管理・国土保全局河川計画課長他通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（以下、「協議会運用通知」という。）において通知しているところである。

今般、令和2年出水期を迎えようとしているところであり、また、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、一部都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、その対応については同8日付水管理・国土保全局河川環境課長他通知「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応について」において示されているところである。また、同16日には、緊急事態宣言の対象が全都道府県へ拡大された。

これらの状況を鑑み、協議会の開催に当たっては、下記について留意されたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）も踏まえた対応

（1）協議会の場を活用した効果的な情報共有について

協議会では「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築を進めてきたところである。

今般の感染症の拡がりを勘案すると、その重要性はより高まっており、協議会については、可能な限りWEB会議による開催に取り組み、効果的な情報共有を図られたい。WEB会議による開催が困難な場合には、必要に応じて動画等を作成するなど、十

分な情報共有体制を構築されたい。

なお、メディア連携協議会などの関連する会議についても同様とされたい。

(2) 連携体制の構築及び協議会での共有事項について

今般の感染症の拡がりを勘案し、都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、必要な取組を実施されたい。

また、当該河川の存する市町村の長は、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、従前からの高齢者福祉部局だけでなく、保健福祉部局とも連携を図るよう調整されたい。

各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところである。例えば、円滑かつ迅速な避難のための取組に関連する内容として、避難所の対応について、以下の参考事務連絡に示されている。協議会においても、各構成員の感染症を踏まえた避難等、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切に対応されたい。

【参考事務連絡】

○令和2年4月1日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参考官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL：内閣府防災情報のページ 公表資料>

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

○令和2年4月7日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参考官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL：内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○令和2年4月21日付通知「『避難の理解力向上キャンペーン』の実施等について（通知）」

(各都道府県消防防災主管部長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参考官（調査・企画担当）、消防庁国民保護・防災課長発出)

○令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参考官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発出)

<参考 URL：内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

2. 令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実

協議会における取組として、協議会運用通知の記7.（1）協議会の取組内容に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す令和元年の洪水での課題等に対応するための事項についても取り組まれたい。なお、すでに協議会を開催済みの協議会にあっては、関係者間で本通知の内容を共有されたい。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況、流域における対策の状況等を十分に共有したうえで、協議等を行われたい。

・緊急速報メールによる洪水情報の提供

緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有を図られたい。

・大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

令和元年東日本台風では、大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生した。この課題に対し、国として先行的に仕組み改善を図り、国管理河川においては、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした。協議会の構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知を図られたい。

・堤防決壊情報の確実な共有

堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努められたい。また、堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきことを、水防管理団体にあらためて周知されたい。

・公共交通事業者の参画及び連携強化

鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努められたい。

・協議会における「地域の取組方針」の見直し

協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね5年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしている。令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、上記の内容も踏まえ、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行われたい。

なお、上掲の取組事項については社会资本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」等、令和2年4月時点における国土交通本省における各検討会の議論を踏まえたものであるが、今後公表される答申や提言等の議論の結果を踏まえて、協議会における取組内容については拡充の検討を行う予定であり、拡充の際には改めて通知を発出する旨申し添える。

府政防第779号
消防災第62号
健感発0401第1号
令和2年4月1日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 防災担当主管部(局)長 殿
衛生主管部(局)長

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(避難生活担当)
(公印省略)

消防庁国民保護・防災部
防災課長
(公印省略)

厚生労働省健康局
結核感染症課長
(公印省略)

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。このような中、貴殿におかれましても、国民の生命を守るため、まん延防止や医療の提供等、新型コロナウイルス感染症への対策に日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定)(以下「基本的対処方針」という。)により、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して対策を進めているところです。

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となってきます。については、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチ

ケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いします。

発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

なお、対策を講ずるに当たっては、既にご承知おきのこととは思いますが、以下のホームページも参考にしてください。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

- ・新型コロナウイルスに関する Q & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）
https://www.cas.go.jp/jpn/influenza/novel_coronavirus.html
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
(日本環境感染学会HP)
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jspc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野（たての）
TEL 03-5337-825（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3952-2257（直通）

令和2年4月7日
事務連絡

各 都道府県
保健所設置市
特別区 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであり、本日、7都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け）を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部改定）に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（可能な限り多くの避難所の開設）

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

（親戚や友人の家等への避難の検討）

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

（自宅療養者等の避難の検討）

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

（避難者の健康状態の確認）

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」※における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※ 避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版
 平成22年度厚生労働科学研究費補助金
 「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）
 作成

(手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底)

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

(避難所の衛生環境の確保)

- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

(十分な換気の実施、スペースの確保等)

- ・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

(発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保)

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーテイションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

(避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合)

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月(平成28年4月改定)内閣府(防災担当))において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月 内閣府(防災担当))において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

(参考)

- ・新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)(厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について(内閣官房HP)
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
 (日本環境感染学会HP)
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野（たての）
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3595-2257（直通）

令和元年台風第 19 号等を踏まえた
水害・土砂災害からの避難のあり方について
(報告)

令和 2 年 3 月

中央防災会議 防災対策実行会議

令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関する
ワーキンググループ

6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ・ 「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、平時より自らが置かれた災害リスクを認識してもらい、緊急時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、令和2年度出水期までに、避難行動を促す普及啓発活動である「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体に参画いただき日本全国で展開する。
 - ✓ ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの各戸配布等
 - ・ 市町村が、ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを各戸に配布又は配布が難しい場合は回覧する。
 - ・ 「避難行動判定フロー」とは、ハザードマップとあわせて確認することにより、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたフローである。
 - ・ 「避難情報のポイント」とは、「避難」の意味や適切な避難先、警戒レベル、警戒レベル相当情報、避難の呼びかけ等をわかりやすく簡潔に解説したものである。「避難情報のポイント」では特に、
 - ❖ 避難とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することであること、また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと
 - ❖ 緊急時に住民がとるべき行動は、危険な場所から警戒レベル3で高齢者等³²は避難、警戒レベル4で全員避難であること
 - ❖ 警戒レベル4の「全員避難」は、発令対象区域の住民全員に避難をすることを求めていたりではなく、危険な場所にいる人に避難を求めていること
 - ❖ 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があること
 - ❖ 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがある情報であること
 - ❖ 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)があるが、いずれにしても警戒レベル4で避難すること
 - ❖ 警戒レベル5災害発生情報は既に災害が発生している状況であり、車の移動も危険であるため、無理な屋外避難は控えるべきであること
 - ❖ 警戒レベル5災害発生情報が発令された時点でまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守る最善の行動をとること

³² 高齢者に限らず、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの住民は、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

III. 今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言
6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ❖ 警戒レベル5災害発生情報は市町村が実際に災害が発生していることを把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず発令されるものではないこと
- ❖ 市町村単位の警戒レベル相当情報（防災気象情報）が発表されたら、1km メッシュ単位の危険度分布のような詳細な情報で自宅近くの状況を確認すること
- ❖ 警戒レベル相当情報が発表されても、市町村長は地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル避難情報の発令判断をするため、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出されるタイミングや対象地域は必ずしも一致しないこと
- ❖ 緊急時の避難先は、小中学校・公民館等の「指定緊急避難場所」だけではなく、安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること。また、災害が落ち着いた後に、自宅が被災し帰宅ができない場合に、しばらく避難生活を送るために行くのは「指定避難所」であること等について周知する。
- ✓ 全国の水害・土砂災害リスクのある小・中学校で避難行動判定フローを活用し、災害リスクとるべき行動の理解を促進するとともに、その取組を支援する体制や教材等について紹介する。
 - ・ 子供の頃から地域の災害リスクを把握し、緊急時の避難行動を実践的に学ぶことが重要である。
 - ・ 平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた取組として、水害・土砂災害等のリスクがある全ての小・中学校において、令和2年の出水期までに、各校の避難確保計画等に基づき実施する避難訓練にあわせて防災教育を実施することとなっていることを踏まえ、関係省庁は、防災の専門的な観点から、避難行動判定フロー、災害・避難カード、マイ・タイムライン等の避難行動の理解に資する教材等や教員を支援する体制について関係する小・中学校に対し周知する。
- ✓ 福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
 - ・ 在宅の高齢者や障害者が自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。関係省庁は、福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者や医療関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
- ✓ 職場等へ外出の抑制(従業員等の安全確保)を働きかける。

III. 今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言
6. 避難の理解力向上キャンペーン

- 大雨や暴風時に屋外を移動する事がないよう、関係省庁は、職場等が不要不急の外出を従業員等に控えさせることについて、経済界等と連携し働きかける。職場所在地の水害及び土砂災害等の災害リスクについて確認することもあわせて働きかける。
- ✓ 病院・福祉施設の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
 - 関係省庁は、病院や福祉施設等の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
- ✓ 民間企業が会社所在地の災害リスクを確認するよう働きかける。
- ✓ このほか、行政（国、都道府県、市町村）、メディア、企業・学校、病院・福祉施設等が、その特性を活かし、避難行動判定フローや避難情報のポイント等を活用しながら、普及啓発を行うよう促す。

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクとるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ 必ず取組みましょう

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

*ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として*、
自宅の外に避難が必要です。

例外

*浸水の危険があっても、
 ①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう
 おそれの高い区域の外側である
 ②浸水する深さよりも高いところにいる
 ③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。
 *土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧下さい

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所に避難**しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所に避難**しましょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



凡 例

水害
洪水浸水想定区域
(浸水深)

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満(1階床下浸水)

土砂災害
土砂災害警戒区域：■
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：■
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

ハザードマップポータルサイト

検索

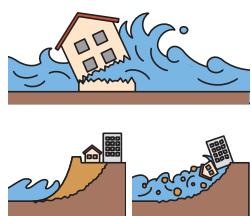


ハザードマップの見方

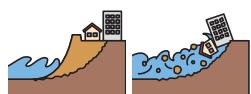
もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

①家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります



地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

②浸水深より居室は高いか

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満(1階床下浸水)

③水がひくまで我慢できるか、水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載ありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません



避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。
普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありますたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusugai/typhoonworking/index.html>

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時
に確認

避難情報のポイント

!.....必ず確認してください.....!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)



避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。
安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。



**危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、
警戒レベル4で〈全員避難^{※1}〉です。**

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5 災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。



豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。



**警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)^{※2}がありますが、
いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。**

- 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

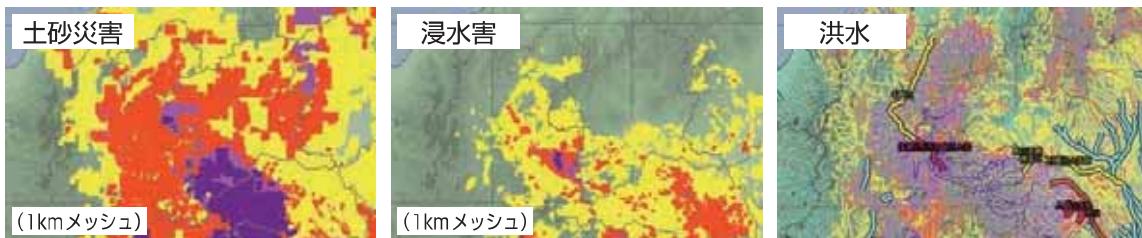
国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

■危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

[危険度分布](#) [検索](#)



紫：崖・渓流の近くは危険

紫：低地は危険

紫：河川沿いは危険

*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

■市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう

名 称：警戒レベル
発信者：市区町村等
内 容：避難情報

警戒
レベル

住民がとるべき行動

避難情報等

名 称：警戒レベル相当情報
発信者：気象庁や都道府県等
内 容：河川水位や雨の情報

防災気象情報(警戒レベル相当情報)

浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨)

5 相当	命を守る最善の行動	災害発生情報
4 相当	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))
3 相当	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始
2 相当	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報
1 相当	最新情報に注意	早期注意情報

5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害)
4 相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2 相当	氾濫注意情報	—
1 相当	—	—

*「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありますたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuirai/tphoonworking/index.html>

府政防第 819 号
消防災第 72 号
令和 2 年 4 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
(公印省略)

「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）

平素より、防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
政府では、令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）等による豪雨災害を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（以下「報告書」という。）を取りまとめました。

（報告書：<http://www.bousai.go.jp/fusui/gai/typhoonworking/index.html>）

報告書では、令和元年台風第 19 号等の教訓を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、令和 2 年度出水期までに、避難行動を促す防災の理解力（以下「避難の理解力」という。）を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が示されました。当該キャンペーンは、市町村が日本全国の各戸にハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを配布又は回覧するほか、教育機関や福祉関係者等が避難行動判定フロー等を活用し避難に関する理解を促進し、また、社員等が不要不急の外出を控えることができるよう民間企業がテレワーク・時差出勤・計画的休業等を促進する等、あらゆる主体が参画し、令和 2 年度出水期までに、国民に対し避難に関する理解の普及啓発を行うものです。（当該キャンペーンの全内容は参考資料 1 を参照して下さい）

貴職におかれましては、本キャンペーンに関し、下記事項を推進するためご尽力いただくとともに、その旨を貴都道府県関係部局及び管内市町村に対して周知し、本キャンペーンへの参画を働きかけ、今後の住民の避難対策に万全を期していただきますようお願いします。

ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務である状況を鑑み、キャンペーンの実施に当たっては、当面、地域の実情に応じて可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いします。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す必要があることから、先日「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 4 月 1 日府政防第 779 号、消防災第 62 号、健感発 0401 第 1 号）を通知し、また 4 月 7 日に事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を発出しておりますので、平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただきますようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 避難の理解力向上キャンペーンの取組

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するため、令和2年度出水期までに、避難に関する普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体が参画し日本全国で展開する。ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人ととの接触を徹底的に低減することが求められており、キャンペーンの実施により、人との接触が回避できない場合や「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が生じうる場合等においては、感染拡大防止のため、その状況の回避若しくは延期又は中止を検討されたい。

（1）ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの周知

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、住民に、平時より地域の災害リスクを認識してもらい、災害時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、以下の取組を実施することとする。

- ① 市町村は、住民一人一人が地域における水害・土砂災害に関するリスクを確認できるよう、ハザードマップを各戸に配布又は回覧すること。
- ② 市町村は、住民自らが自宅の災害リスクを踏まえとるべき行動を判断するための「避難行動判定フロー（参考資料2）」、及び警戒レベル等の避難情報を読み解き避難するタイミングを判断するための「避難情報のポイント（参考資料3）」を、ハザードマップと合わせて各戸に配布又は回覧すること。また、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務であり、避難所での感染拡大を防ぐ観点から、これら資料に記載の「『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」とことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」とこと等について住民の理解を促すこと。

参考資料2、3：
<http://www.bousai.go.jp/fusui/gai/typhoonworking/pdf/houkoku/campagn.pdf>

- ③ 避難訓練や出前講座など、住民等が参加する防災に関するイベント等を実施する場合には、避難行動判定フロー等を活用するなど、住民の避難の理解力向上に努めること。

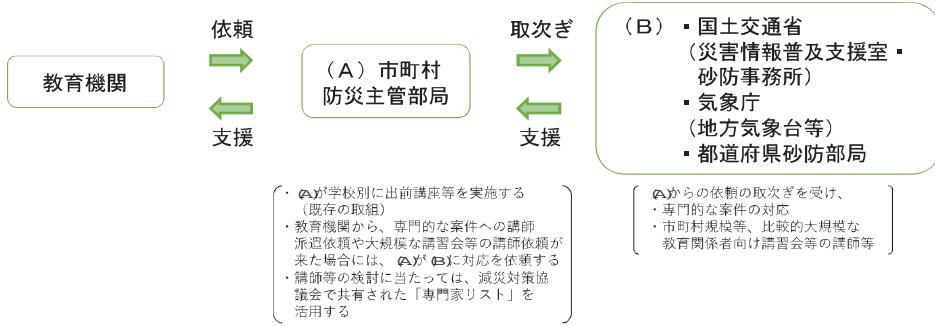
（2）水害・土砂災害のリスクのある小・中学校における防災教育の支援

「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するためには、子供のころから地域の災害リスク等を知ることや命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。全国の水害・土砂災害リスクのある全ての小・中学校において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に避難訓練と合わせ防災教育を実施することとなっている。そのため、防災主管部局としてその取組を支援すること。例えば、以下の支援が考えられる。

- ① 教育機関等からの依頼に応じ、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 教育機関等からの依頼に応じ、防災主管部局が行う出前講座等により、防災教育の内容面の充実を支援すること。
- ③ 教育機関等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土

交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



- ④ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育に活用できる以下の参考教材を説明すること。

- ・(内閣府) 警戒レベルに関する映像資料（令和元年度作成）

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

- ・(国土交通省) 防災教育ポータル

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

- ・(気象庁) 防災教育に使える副教材・副読本ポータル

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knowfukukyouzai/index.html>

- ・(文部科学省) 学校安全ポータルサイト

<https://arzenkyouikunext.go.jp/>

- ⑤ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育の授業に活用できる以下のツールを説明すること。

- ・避難行動判定フロー（再掲）

- ・災害・避難カード：災害時に避難すべき場所、避難時に持参する薬、誰と一緒に避難するか等を書き込んだ名刺タイプ（携帯可能なサイズ）のカードのこと。

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/saihai_jireisyu.html

- ・マイ・タイムライン：住民一人ひとりのタイムラインであり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるもの。

<https://mytimeline.river.or.jp/>

なお、本通知を踏まえ、文部科学省から都道府県及び市町村の教育機関に対し、防災教育におけるこれら支援（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）があることについて、別途通知予定。

(3) 福祉関係者等との連携による高齢者や障害者の方々の避難の理解力向上に向けた取組

台風第19号等においては多くの在宅の高齢者や障害者の方々が被災されており、こうした方が事前に自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。このため、都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局、福祉関係者等が連携のもと、以下の取組を推進すること。

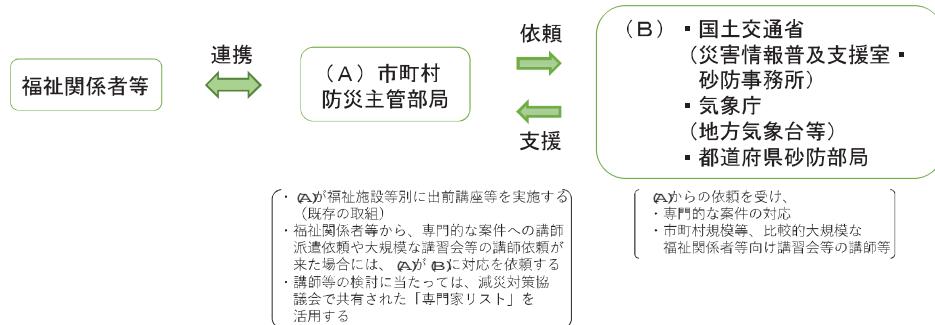
なお、本取組に関して、福祉専門職の職能団体等に対し、関係府省から別途協力依頼を行うとともに、都道府県及び市町村の防災主管部局及び福祉部局等に対し、実施方法等の詳細（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）について別途通知予定。

- ・ 福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらう。

以上の取組の実施にあたっては、防災主管部局として、以下のような支援を行うこと。

- ① 福祉関係者等に対し、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 福祉関係者等に対し、出前講座等により、福祉関係者等の避難等に関する理解力を向上させること。
- ③ 福祉関係者等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土交通省河川事務所（災害情報普及支援室）及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



(4) 広域避難の対象となる住民等への周知啓発

広域避難を計画している市町村においては、広域避難の対象となる住民等に対し、地域の災害リスクや広域避難を含むるべき行動等への理解を促進するため、上記「避難の理解力向上キャンペーン」において、大規模災害時の広域避難の必要性や親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保等について周知を図ること。

2. 災害時の情報伝達の改善の取組

- ① 「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府、平成31年3月改訂）」において、警戒レベル4避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとしており、必要に応じて避難情報の発令基準を改訂すること。
- ② 「全員避難」「命を守る最善の行動」については、災害時には、短い言葉で繰り返し呼びかけを行う必要がある。ただし必要に応じて、例えば3回に1回程度は「危険な場所から全員避難」等、補足的な呼びかけを行うこと。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外でも災害の危険があることについて呼びかけを行うこと。
- ③ 市町村は、災害時のアクセス増によりホームページにつながりにくくなることがないよう必要な対策を講じること。対策例は以下のとおり。
 - ・Webサイトの軽量化（災害時にホームページを文字情報のみとし負荷軽減）
 - ・ミラーサイトの準備（サーバーの負荷軽減のため同機能のサーバーを複数台準備）
 - ・キャッシュサイトの作成（検索エンジンに一時的にページを複製し誘導する）等
- ④ 避難勧告等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、防災行政無線（同報）だけではなく、FM放送、ケーブルテレビ、携帯電話等の様々な災害伝達手段の整備を促進し、地域の特性にあわせて災害時の情報伝達の多重化・多様化を図ること。なお、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号）に記載のとおり、洪水等の災害時においては、特に河川敷にいるホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、河川管理者と福祉部局等は連絡調整し、配慮して対応することとなっていることを、ご承知おき頂きたい。

3. 避難場所の開設等に関する保険制度

災害時に、市町村が迅速かつ適切に避難勧告等を発令し、災害による被害の防止・軽減を図ることができるよう、避難場所の開設等に関する費用を補償する保険制度（全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」）を活用すること等を検討すること。

4. 広域避難の実効性確保に向けた取組

市町村界を越えての広域避難が必要な地域においては、令和元年台風第19号を踏まえ、以下の点に留意し、広域避難の実効性確保に向けた取組を推進すること。

- ① 浸水想定区域が市町村の広範に及び当該市町村内では安全な避難場所等の確保が困難な場合や、隣接市町村への避難が有効な地区がある場合は、他市町村への広域避難の必要性について検討し、受け入れ先の市町村と協定等を結ぶなど、平時から連携を図ることが望ましい。
- ② 広域避難は通常の避難より準備・移動に時間要することから、早めに関係者間の情報共有や意思決定、及び対象住民等への呼びかけを行うことが重要である。その際、避難に必要な時間（リードタイム）だけではなく、夜間や暴風時、鉄道計画運休等による移動困難性についても注意する必要がある。
- ③ 降雨・暴風等がどのように推移するかは毎回異なり、想定されていたタイミングより遅れて検討開始・発令等の基準に到達する場合があるため、柔軟な対応が可能な計画としておくことが重要である。
- ④ 広域避難への対応と並行して、想定通りに広域避難が行われず浸水域内に住民等が留まった場合において被害を最小化するための対応も検討しておく必要がある。

以上

<p><問合せ先></p> <p>○内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付 菅（すが） 風水害対策調整官、長野主査 TEL: 03-501-5623 FAX: 03-501-6220</p> <p>○消防庁国民保護・防災部防災課 神田災害対策官、亀田係長 TEL: 03-5233-7525 FAX: 03-5233-7535</p>
--

令和2年4月28日
事務連絡

各 都道府県
保健所設置市
特別区 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長
観光担当部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての ホテル・旅館等の活用に向けた準備について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、感染者数の急速な増加が確認されている状況にあるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討していただくよう助言したところですが、災害が発生した場合、ただちにホテル・旅館等を避難所として開設することが必要となる可能性があることから、市町村における検討を速やかに進めていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれでは、市町村によっては当該市町村内だけでは災害時に避難所として開設可能なホテル・旅館等が不足することも考えられることから、各市町村における避難所のニーズを把握するとともに、必要な場合には、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等への依頼、確認を主導するなど、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

その際、軽症者及び無症状者について、都道府県の保健福祉部局が宿泊療養のためのホテル・旅館等の確保を行っており、そのための施設確保に支障を来さないよう、都道府県の保健福祉部局をはじめとする関係部局ともよく連携・調整を図った上で進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県の宿泊団体等に対しても、厚生労働省及び観光庁から（別添）のように、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくようお願いしていますので、申し添えます。

貴都道府県内の市町村の防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただくとともに、連携して取組を進めていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野
TEL 03-5253-7525（直通）

観光庁観光産業課
高築、須藤
TEL 03-5253-8330（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榎原
TEL 03-3595-2257（直通）

令和2年4月28日

(一社) 日本ホテル協会 専務理事 殿
(一社) 日本旅館協会 専務理事 殿
(一社) 全日本シティホテル連盟 専務理事 殿
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
観光庁 観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について（協力依頼）

平素より生活衛生行政及び観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府や消防庁、厚生労働省から各都道府県等に対し、ホテル・旅館等の活用等の検討が依頼されているところです。

これらについて御了知いただくとともに、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくよう、よろしくお願ひ致します。

なお、リストを作成された際には、下記の観光庁観光産業課担当にも情報を共有していただけますと幸いです。

<リスト共有先・問い合わせ先>
観光庁観光産業課
高築 (takatsuki-k2j8@mlit.go.jp)
須藤 (sudoh-d2mx@mlit.go.jp)
TEL 03-5253-8330 (直通)

事務連絡
令和2年4月21日

各都道府県砂防主管課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局 砂防部
保全課 土砂災害対策室長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた砂防関係の連絡体制確保について

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生した場合(発生するおそれがある場合を含む)は、これらの災害対応に万全を期すため、平成13年2月16日付国河災第1号、国河災第2号「河川、砂防、海岸等に係わる災害情報連絡要領等について」及び平成30年3月26日付事務連絡「砂防関係に係る災害及び工事事故に関する情報連絡について」等より対応いただいているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、これまで、令和2年4月8日付国水環第6号、国水治第11号、国水砂第3号、国水海第1号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応について」により連絡体制の再構築等について参考にしていただいているところです。

このたび、令和2年4月16日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、全都道府県を対象として緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、地域の実情に応じ、土砂災害発生時の対応にかかる連絡体制の確保等について、下記の通り取り扱われるようお願ひいたします。

記

- 地震時等における砂防関係施設の緊急点検への準備として、協定業者・委託業者との連携体制や委託巡視員の体制等を確認しておくこと。
- 土砂災害等が発生した際の関係機関との連携体制や伝達経路を確認のうえ、必要な連絡体制の確保に努めること。なお、第一報については、その時点できわめて把握できている項目で構わないもので、【別添1】の様式を最大限活用するなど、臨機的な運用を図られたい。
- 応急対策の実施への準備として、協定業者・委託業者との連携体制や資機材の状況について把握し、体制の確保に努めること。
- 出張による移動を減らすためテレビ会議等の活用が進められているところであります。国土交通省では、本省と各地方整備局等において、【別添2】のシステムを用いて実施しているところです。都道府県においても、災害関連緊急事業の申請時等において活用できる可能性があるため、活用可能な場合は、【別添2】を参考にご相談されたい。上記の連絡体制の確認の結果、柔軟な対応が求められる場合など、情報共有すべき事項がある場合は、保全課まで連絡をお願いします。

【土砂災害】

4/18 xx00時点

■■県
第1報
人が死亡・負傷した人の数について
調査・報告中は空白

座標情報 【10進法】										災害影響 （居住・空き家 ・倉庫等）										避難状況 （避難・水没状態）									
発生日		発生時刻		危険箇所		土砂災害発生区域		災害発生場所		人的被害		家屋被害		公共土木施設被害 (道路・水道橋等)		堤防の状況		被災者 ・被災状況		避難勧告・旨示		自立避難		備考					
月	日	時	分	箇所名	番号	区域名	市・都名	字	番地	経度	緯度	行方不明者	死傷者	金庫	半壊	倒壊	崩壊	流失面	m × m × m	落石寸法	落石寸法	自然落石	人工落石	落石寸法	落石寸法				

【別添 2】

テレビ会議を行う場合の基本的方法（案）

（本省との会議実施方法）

＜はじめに＞

- テレビ会議システムを活用した打ち合わせ、会議等を行う場合の基本的方法をまとめたものです。
- 記載事項以外のことご不明点がありましたら、砂防部担当者までお問い合わせください。
- なお、本省の機材・システム更新により本資料は更新することがあります。

1. 基本情報

使用ツール	Skype for Business
実施手順 (簡易版)	①本省職員がテレビ会議のための URL 取得 ②本省職員より会議出席者に URL を送付 ③出席者は URL にアクセスして会議参加 ※詳細は、P2（2. 実施方法（詳細版））参照
用意する機材	パソコン マイク、スピーカー、Web カメラ 等 ※詳細は、P5（3. 機材設定方法）参照
留意事項	所属等のルールにより、Skype for Business へのアクセスが制限されている場合があります。（特に都道府県等） その場合は、所属のシステム管理者と調整をしていただき、Skype for Business をダウンロードできる状態にしてください。

【別添 2】

2. 実施方法（詳細版）

①	<p>本省職員より、メール等で会議 URL を受け取ります。なお会議 URL 送付には時間を見る場合があります。 ※ 2回目以降は、③に進みます。</p>
②	<p>会議 URL をクリックすると、[Skype For Business Skype 会議アプリ] が表示されます。 《Skype 会議アプリプラグイン》をクリックします。</p> 
③	<p>通知バーが表示され、プラグインダウロードの確認メッセージが表示されます。《実行》をクリックします。</p> 

【別添 2】

(4)	<p>メッセージが消えたら、《会議に参加する》をクリックします。</p> 
(5)	<p>名前の欄に出席者の名前（所属・氏名等）を入力して《参加》をクリックします。</p> 

【別添 2】

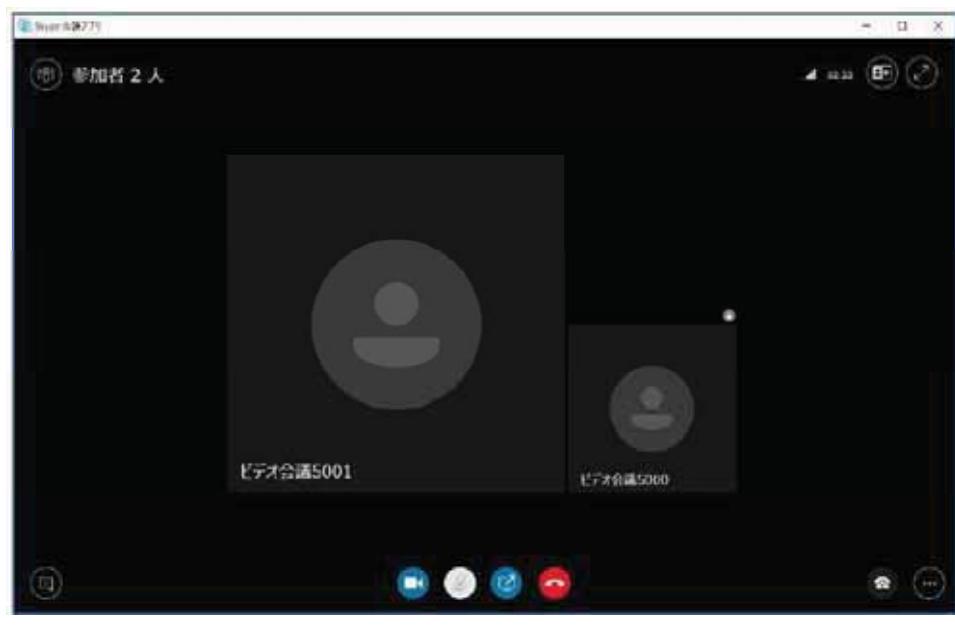
⑥ 会議に接続されます。

■開催者側でロックしている場合、以下の画面が表示されます。

出席者をチェックしていますので、仮想ロビーで待機してください。



■開催者側でロックしていない場合、以下の画面が表示されます。



【別添 2】

3. 機材設定方法

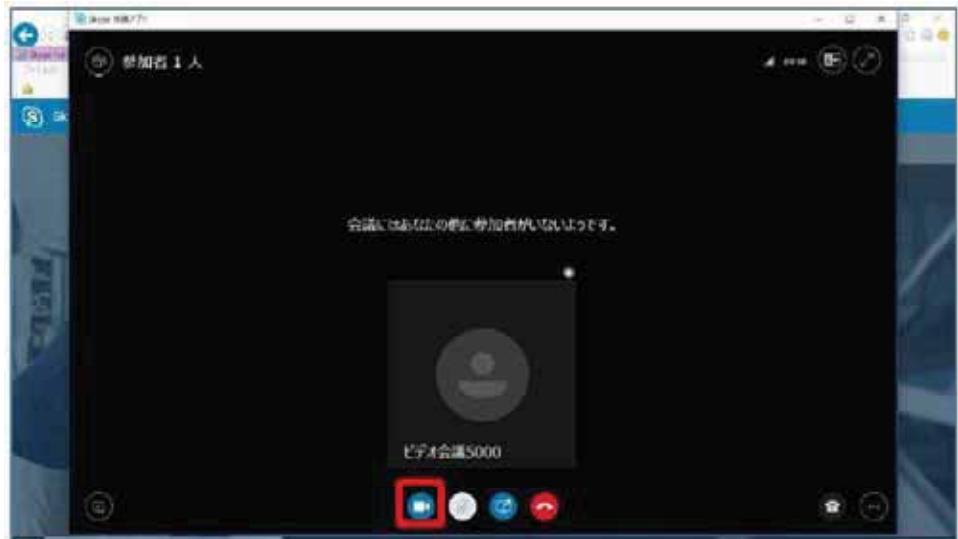
①	<p>クライアント PC の USB ポートにマイク、スピーカー及び Web カメラを接続します。</p> <p>[Skype For Business] 画面右下の《・・・》→《会議のオプション》をクリックします。</p>
②	<p>[オプション] 画面が表示されます。</p> <p>《オーディオデバイス》をクリックします。</p>

【別添 2】

(3)	<p>接続した機材の情報が表示されていることを確認します。</p> 
(4)	<p>«ビデオデバイス»をクリックし、接続した Web カメラの情報が表示されていることを確認します。認識されている場合、カメラの映像が表示されます。 «OK»をクリックします。</p> 

【別添 2】

- ⑤ ビデオ会議を開始するには、《ビデオ通話》をクリックします。



- ⑥ 《ビデオの開始》をクリックします。



事務連絡
令和2年4月21日

各地方整備局企画部企画調整官 殿
各地方整備局河川部河川調査官 殿
各地方整備局河川部河川情報管理官 殿
各地方整備局河川部地域河川調整官 殿
北海道開発局開発建監理部開発調整課長 殿
北海道開発局建設部河川計画課河川企画官 殿
北海道開発局建設部地方整備課地域事業管理官 殿
沖縄総合事務局開発建設部低潮線保全官 殿

国土交通省水管理・国土保全局 砂防部
保全課 土砂災害対策室長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた砂防関係の連絡体制確保について

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生した場合(発生するおそれがある場合を含む)は、これらの災害対応に万全を期すため、平成13年2月16日付国河災第1号、国河災第2号「河川、砂防、海岸等に係わる災害情報連絡要領等について」及び平成30年3月26日付事務連絡「砂防関係に係る災害及び工事事故に関する情報連絡について」等より対応いただいているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、これまで、令和2年4月8日付国水環第6号、国水治第11号、国水砂第3号、国水海第1号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応について」により連絡体制の再構築等をお願いしているところです。

このたび、令和2年4月16日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、全都道府県を対象として緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、地域の実情に応じ、土砂災害発生時の対応にかかる連絡体制の確保等について、下記の通り取り扱われるようお願いいたします。

記

○地震時等における砂防関係施設の緊急点検への準備として、協定業者・委託業者との連携体制や委託巡視員の体制等を確認しておくこと。

○土砂災害等が発生した際の関係機関との連携体制や伝達経路を確認のうえ、必要な連絡体制の確保に努めること。なお、第一報については、その時点で把握できている項目で構わないので、【別添1】の様式を最大限活用するなど、臨機的な運用を図られたい。

○応急対策の実施への準備として、協定業者・委託業者との連携体制や資機材の状況について把握し、体制の確保に努めること。

○出張による移動を減らすためテレビ会議等の活用が進められているところであり、参考として【別添2】「テレビ会議を行う場合の基本的方法（案）」（本省との会議実施方法）を添付するので、可能な限り事前の準備を進め、災害関連緊急事業の申請時などに活用頂きたい。上記の連絡体制の確認の結果、柔軟な対応が求められる場合など、情報共有すべき事項がある場合は、保全課まで連絡をお願いします。

国水環第6号
国水治第11号
国水砂第3号
国水海第1号
令和2年4月8日

関東、近畿、九州 地方整備局 河川部長殿
(独) 水資源機構 ダム事業部長殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課長
治水課長
砂防部保全課長
海岸室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。これらを踏まえ、今後の河川、ダム、砂防関係施設及び海岸（以下、「河川等」とする。）の管理にあたって、下記の通り取り扱われたい。

また、貴管下であって、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（以下、「宣言区域」とする。）に属する都道府県及び政令市に対し関係事項を周知方取り図られたい。

記

1. 河川等の維持管理及び危機管理に関する事業の継続

河川等の維持管理等の社会機能の維持に不可欠な工事等及び災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等並びに維持管理や安全確保に関する業務及び地震や豪雨等の自然災害の発生に備える上で必要となる業務は緊急事態宣言時にあっても事業の継続が求められるものであり、必要最低限の体制を確保の上で継続して実施すること。

2. 継続する工事及び業務の対応

緊急事態宣言時において継続する工事及び業務については、令和2年4月7日付国地契第1号、国官技第6号、国営官第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」に基づき対応すること。

3. 連絡体制の再構築

緊急事態宣言に伴い、各機関においてそれに対応する業務実施体制がとられるため、関係機関との連絡体制を再構築すること。

4. その他

宣言区域に属する都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、所管施設等に関する要請に応じ、必要な支援を行うこと。

国水政第6号
国水環第15号
国水砂管第20号
国水保第5号
国水海第9号
令和2年4月24日

北海道開発局建設部長 殿
各地方整備局河川部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
水政課長
河川環境課長
砂防部
砂防計画課長
保全課長
海岸室長

新型コロナウイルスに係る感染症の予防・まん延防止について

先般、全国に新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言がされ、外出自粛が要請されているところですが、河川や海岸等（河川区域（ダムを含む）、公共海岸及び砂防施設等をいう。以下同じ。）が休日等の観光目的地となってウイルスのまん延拡大につながることや、多くの利用者が河川や海岸等に集まって人が密（密集、密接）になる環境が生じることが危惧されるところです。このため、新型コロナウイルスの感染拡大防止を徹底する観点から、貴管内の河川や海岸等において、今後、それぞれの河川や海岸等の利用状況を踏まえ、必要に応じて、下記のとおり取り組んでいただきますようお願いします。

また、貴管下の管轄区域に属する都道府県及び政令市に対し、関係事項を周知願います。

記

1. 遠隔地からの利用の自粛や利用方法の工夫などの措置（※1）を、必要に応じ地元自治体等と協力しながら講じること。
2. 上記1の措置だけでは、なお広域的な来訪需要や人が密（密集、密接）になる環境の発生を回避することが困難と認められる場合には、関係者と調整・協力の上、利用を制限する措置（※2）を講じること。
3. 河川や海岸等を占用している者や一時使用を予定している者に対し、多数の

集客につながるようなイベントの自粛や人が密（密集・密接）になる環境の回避を働きかけること。

【参考】

※1：遠隔地からの利用の自粛や利用方法の工夫などの措置の例

- ・広域からの利用の自粛を呼びかける看板の設置やWEBでの周知
- ・人と人の適切な身体的距離の確保（ランニング利用の場合を含む）を要請する看板の設置やチラシの配布 等

※2：利用を制限する措置の例

- ・県外等からの利用の抑制を目的とした駐車場の閉鎖
- ・河川や海岸等に通じる通路に反射テープや看板をぶら下げたロープを張る 等

以上

令和2年5月8日

新型コロナウィルス禍における自然災害発生に備えた取り組み

水管理・国土保全局防災課参事官

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に発令され、感染対策の強化が求められていますが、このような状況においても、発災した場合は、自治体支援を含め、災害対応は確実に遂行することが必要です。

このため、発災に備えた取り組みとして、すでに実施済のものを含め、以下のとおり整理したので、実施済のものは今一度確認するとともに、対応が必要なものについては、地方整備局等の状況を確認の上、取り組みを進めていただくようお願いします。

1. 本省、地方整備局等の体制

(1) 平常時の勤務体制（感染対策）

- 本省、地方整備局等の職員については、2班体制等により、出勤とテレワークによる勤務を実施中。万一、職員に感染者が発生した場合の業務継続にも備えている状況。
- また、手洗い、咳エチケットとともに、テレビ会議による3密の回避など、新型コロナウィルスの感染対策を徹底。

(2) 発災時の体制

- 災害の規模に応じて体制を拡充し、注意・警戒体制については、可能な範囲で2班体制等での対応を継続。
- ただし、非常体制レベル（地震：6弱（23区5強）等）の発災時には、原則、最大勢力で災害対応にあたる方針。

(3) その他

- 出水期に備え、河川・ダム等の維持業者等の委託先について、当該委託先の体制確保状況を含めた確認を実施中（出水期までに完了予定）。

2. 自治体支援

(1) テックフォース活動

- テックフォース活動については、できるだけ3密（密閉、密集、密接）を回避することを基本。
- 屋外活動が主となる、被害状況調査、道路啓開、排水活動等については、従来通り実施可能。ただし、これに伴う内業については、打ち合わせの時間と人数を絞るなど、できるだけ3密を避ける工夫が必要。
- 屋内活動が主となるリエゾンについては、従来どおりの派遣が困難となることが想定されるため、以下の方針で対応。

令和2年5月8日

(リエゾン派遣にかかる考え方)

- ・災害の規模や自治体の被災状況、自治体の要請状況等を考慮した上で、必要な自治体へ派遣することを基本とする。
- ・原則、自治体庁舎に常駐せず、状況等に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンも活用する。
- ・首長等とのホットラインの活用を徹底するとともに、テレビ会議システムによる情報収集も活用する。
- ・このため、あらかじめホットラインの確認を行うとともに、自治体とのテレビ会議ネットワークの活用について、必要な準備を進める。

※現在、地方整備局等の企画課において、テレワーク環境の拡充等の検討を行っているため、テレビ会議システム等の通信環境の準備等にあたっては、適宜、地方整備局等の企画課と調整しながら進めてください。

なお、別途発出する「新型コロナウィルス禍におけるテックフォース活動の考え方（令和2年5月8日 水管理・国土保全局防災課参事官）」も参照のこと。

(2) その他

- 現下の情勢下で自然災害が発生した場合の円滑かつ迅速な避難のための取組に関連し、避難所における感染対策等について、関係行政機関より、以下の事務連絡が都道府県等に発出されています。

地方整備局等においても、これらを十分理解するとともに、感染症を踏まえた対応について、都道府県危機管理部局等と事前に共有するなど、適切な対応をお願いします。

なお、令和2年4月30日発出「令和2年出水期を迎えるにあたっての『大規模氾濫減災協議会』の運用について（水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室長、河川情報企画室長、河川環境課河川保全企画室長）」において、「大規模氾濫減災協議会」における新型コロナウィルス感染症も踏まえた対応について、各地方整備局河川部長等および各都道府県・政令指定都市随防担当部長宛てに通知されているのでご承知ください。

(参考) 関係する事務連絡

- 令和2年4月1日 「避難所における新型コロナウィルス感染症への対応について」（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出） <参考 URL : <http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>>
- 令和2年4月7日 「避難所における新型コロナウィルス感染症への更なる対応について」（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出） <参考 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf>
- 令和2年4月21日 「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）」

令和2年5月8日

(内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）、消防庁国民保護・防災課長発出)

○令和2年4月28日「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」(内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発出)

<参考 URL : http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf>

○令和2年4月30日「令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」(国土交通省水管理・国土保全局 河川計画課河川計画調整室長、河川情報企画室長、河川環境課河川保全企画室長発出)

以上

令和2年5月8日

新型コロナウィルス禍におけるテックフォース活動の考え方

水管理・国土保全局防災課参事官

新型コロナウィルスの感染拡大により、新型インフルエンザ等特別措置法にもとづく緊急事態宣言がすべての都道府県で発令され、都府県知事による外出自粛等が要請されています。

このような状況においても、大規模地震や大規模水害等の自然災害が発生した場合、早期に被災状況を把握し迅速な復旧を支援するため、自治体に対しテックフォースを派遣する必要があります。

しかしながら、特に特定警戒都道府県における発災により、テックフォースを派遣する場合、隊員への感染やこれに伴う感染拡大が起こらないように、細心の注意を払いつつテックフォース活動を実施することが求められます。

このため、テックフォース派遣の考え方、派遣される隊員やテックフォース司令部・支援本部の皆さんに留意していただきたい事項をとりまとめましたので、これらの事項に留意し、感染リスクを極力抑えつつテックフォース活動を行っていただければと思います。

1. 派遣の考え方について

- ・本省からの指揮により派遣する広域派遣については、従来の考え方と異なるものではありませんが、特定警戒都道府県と被災エリア、必要とされる広域派遣の規模を勘案しながら、なるべく感染拡大のリスクを小さくするような派遣順序とすることがあります。
(例えば、特定警戒都道府県※以外で発災した場合は、他の特定警戒都道府県以外からの派遣を優先するなど)

※特定警戒都道府県：新型コロナウィルス感染症対策の基本的対処方針(R2.5.4 変更)により、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるとされた都道府県。5月4日現在、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県が指定。

- ・広域派遣でなく被災した地方整備局等の中での派遣についても、地方整備局等のテック司令部の判断により、なるべく感染拡大のリスクを小さくするような派遣を考慮してください。
- ・派遣先への移動にあたっても、できるだけ車両による移動としたり、遠距離の場合で公共交通機関による移動とせざるを得ない場合でも、少人数で分散して移動するなど、感染拡大防止に留意をお願いします。

2. テックフォース活動のあり方について

- 3密（密閉、密集、密接）を避けることを基本とし、手洗い、咳エチケット等、一般的なコロナウイルス感染対策の徹底をお願いします。
- テック司令部についてもできるだけ3密を避けるように、間隔を開けた配席としたり、応援地方整備局等の先遣班を別室とするなどの工夫をお願いします。
- 先遣調査、被災状況調査、道路啓開等の応急対応などの、屋外の現場での活動が主なものについては従来通りで構いませんが、これに伴う内業については、打ち合わせの時間と人数を絞るなど、できるだけ3密を避けるよう工夫してください。
- リエゾンの派遣については、災害の規模、自治体における被災状況、ホットラインの状況その他これらの状況を考慮して行い、原則、自治体庁舎に常駐せず本部会議の際に出席するなど、滞在時間を極力短くするなどの対応としてください。
- なお、通信手段による状況確認が一層重要となりますので、あらかじめホットラインの確認を行うとともに、テレビ会議ネットワークの活用についても取り組みを進めてください。

3. マスク等について

- マスクや消毒液については、感染防止に重要となりますが、本省においても各地方整備局等においても、十分確保できていない状況です。
- 本省においても、マスク等の調達に関する情報収集に努めておりますが、医療従事者等が優先される状況であり、当面の間、各地方整備局等において確保できているマスクにより対応をお願いせざるをえないことも考えられます。
- マスクの調達に関する情報については、随時状況をお知らせいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上

令和2年5月8日

(別添)

新型コロナウイルス禍における TEC-FORCE 活動の留意点

1. 事前準備等

(1) 自治体とのネットワークの強化

現下の情勢で災害が発生した場合、従前のように、多くのリエゾンが派遣できないことを想定し、あらかじめ、下記について、検討および準備を進めてください。

- ・ホットラインの確認。実際にホットラインを試行し、首長と確認しておくことが望ましい。
- ・整備局等が保有するテレビ会議ネットワークで自治体と接続できるよう、あらかじめ自治体と調整し、災害発生に備えてください。その際、事前に、自治体との連絡会議等で使用しておくことが望ましい。

(2) 装備品の準備

TEC-FORCE 活動にあたっては、手洗い、咳エチケット等、一般的なコロナウイルス感染対策を徹底するとともに、下記のような隊員の健康管理に必要な物品の装備にも留意してください。

- ・マスク
- ・うがい薬
- ・消毒液
- ・手洗い石けん
- ・手洗い用の水（ポリタンク等）
- ・体温計（使用後の消毒を励行）

(3) 管轄区域内の状況把握

発災時に、被災地における新型コロナウイルスの感染状況等を共有できるよう、特定警戒都道府県の指定状況、感染者の発生状況、相談機関（保健所・帰国者・接触者相談センター等）、自治体の対応状況（災害対策本部の設置方針、3密回避方針など）等、平常時から、管轄区域内の情報収集に努めてください。

2. 隊員の活動にあたっての実施事項等

(1) 派遣の心構え

TEC-FORCE 隊員は、平常時から体調を整えることを心がけ、日々検温を実施するなど体調管理を適切に実施してください。

派遣にあたっては、隊員の体温、体調を確認した上で、不安がある場合には派遣しないなど慎重な判断をお願いします。

令和2年5月8日

(2) 派遣中の健康管理

派遣期間中、隊員は、毎日、検温結果を班長等へ報告し、班長等は、隊員の体温、体調を確認してください。

班長等は、隊員に37.5°C以上の発熱や体調不良が発生した場合は、派遣元の総合司令部へ報告し、原則として、当該隊員は宿泊先待機としてください。

なお、37.5°C以上の発熱が4日以上（持病がある場合は2日）続くなど、新型コロナウィルス感染症が疑われる場合は、総合司令部は、必要に応じ、都道府県の相談窓口への相談等を行い、経過観察やその他隊員の待機など、適切な対応をとるようお願いします。

(3) 宿泊先の確保

宿泊先については、感染防止のため、できる限り個室を確保してください。

なお、宿泊施設については、軽症者等の受け入れ先となっていたり、災害時の避難所等として活用される可能性があります。宿泊先の手配にあたっては、このような情報に留意し、行うようにしてください。

(4) 活動中の感染防止

隊員は、手洗い、咳エチケット等、一般的なコロナウイルス感染対策を徹底するとともに、車両等による移動や防災ヘリの搭乗中は、十分な換気を行うとともに、派遣期間中は、少人数での食事としたり、弁当等を個々でとるなどの配慮をしてください。

また、活動中に行う内業についても、自治体との打ち合わせはできるだけ少人数・短時間とすること、内部の打ち合わせは宿泊所の会議室等で行うこと、報告書とりまとめは宿泊所に持ち帰っての作業とするなど、できる限り、3密（密閉、密集、密接）を避けるよう工夫してください。

以上

R2.4.16

出水対応について

○洪水予報、水位到達情報、水防警報等の確実な対応

- ・越水、溢水の別、現地での目視の有無によらず、氾濫の発生が確認された場合には速やかに氾濫発生情報を発表すること。(無堤地区などで、従前より個別対応としている場合についてはこの限りではない)
- ・システム操作に手間取り、発令に時間を要した事例あり(特に氾濫発生情報)。
- ・出水期に向けて、確実に操作出来るよう定期的（月に1回程度）にシステム操作訓練を実施すること。
- ・支川の水位周知河川の基準水位超過を見落とした事例あり。

○堤防の決壊について

- ・堤防の決壊が発生した場合には、記者発表するだけでなく、ホットライン等により関係市町村へ確実に情報提供すること。
- ・「決壊」と判断した場合はその都度適切に報告を行うこと。また、時期を逸して迷った場合などは、まずは相談を。

○施設の確実な操作

- ・排水機場等操作が適切でなかったと指摘される事例あり。
必要なときに確実に稼働できるよう電源、燃料等を含め確認しておくこと。
不具合が発生した際にはすぐに報告を

○被害情報等の迅速な収集及び伝達

- ・被害発生のおそれが高くなった場合には、確実に情報を収集し、共有することとくに
 - (1)危険箇所の河道の状況（有堤 or 堀込等）
 - (2)家屋浸水等のおそれ（ただちに家屋が浸水するのか否か、戸数など）
 - (3)避難勧告等の発令状況（発令すべきタイミングで発令されていなければ、その理由も確認を）

- ・被害が発生した場合は速やかに報告を。外水氾濫は当然のことながら、内水による被害についても状況を把握し報告すること。マスコミ等を通じて初めて知ることのないように。カメラ等がなく、現地での監視が必要な場合は早めに派遣を。

- ・被害の状況（浸水範囲、浸水戸数）は速やかに収集を。（ヘリ、ドローンによる調査、マスコミ情報、ＳＮＳなど多様な手段の活用を）
- ・なお、都道府県管理河川においても同様。なお、危険箇所の情報など、事前に整理できるものは整理（毎回同じことを確認するのは非効率）

○第一報は電話で確実に。

- ・局地的な豪雨などでは本省で事態を把握できていない場合あり。メールでは確認に時間がかかる場合あり。（休日、夜間は特に、確実に電話連絡を）

事務連絡
令和2年4月21日

北海道開発局 地域事業管理官 殿
各地方整備局 地域河川課長 殿
沖縄総合事務局 低潮線保全官 殿

国土交通省
水管理・国土保全局砂防部
砂防計画課 地震・火山砂防室
企画専門官

「令和2年「土砂災害・全国防災訓練～避難の声かけ、安全の確認～」
の実施について（依頼）」の一部修正について

令和2年3月4日付標記の事務連絡に関しまして、昨今の新型コロナウイルス感染症に関する情勢を踏まえ、下記のとおり一部修正いたします。また、別紙資料における訓練実施日に関しても、下記の【該当箇所1】に準じて修正するものとします。

記

【該当箇所1】1. 日程及び実施要領等（1）訓練実施日

（原文）

令和2年6月7日（日）を中心に実施します。

（修正）

① 「令和2年6月7日（日）」情報伝達訓練等： 実施可能

※新型コロナウイルス感染症の「感染拡大に関与しない」と考えられる訓練（例：オンライン及び電話等で実施する情報伝達のみの訓練）は、「令和2年6月7日（日）を中心に実施」することとします。

※ただし、実施主体の状況により実施が困難な場合は、縮小及び中止もやむをえないものとします。

② 「令和2年6月7日（日）」避難訓練等： 中止

※新型コロナウイルス感染症の「感染拡大に関与する」と考えられる訓練（例：多数の参加者が一か所に集まる避難訓練）は、当初予定していた「令和2年6月7日（日）を中心に実施」することを中止するものとします。

③ ①及び②に関し、6月以降の実施に関しては、今後の社会情勢の変化に基づき、実施主体により判断するものとします。

【該当箇所2】2. 資料作成（4）訓練速報（様式3）

（原文）

6月7日に「避難の声かけ、安全の確認」の取組を実施した訓練速報資料（各都道府県代表箇所1箇所）を様式3「土砂災害・全国防災訓練実施事例」を参考に、作成願います。なお、当該日に訓練を実施しない場合は、6月の土砂災害防止月間中に実施した代表箇所の訓練速報を作成願います。

（修正）

6月7日に限らず、「避難の声かけ、安全の確認」の取組を実施した場合は、訓練速報資料（各都道府県代表箇所1箇所）を様式3「土砂災害・全国防災訓練実施事例」を参考に作成願います。

【該当箇所3】3. 資料提出期限等

(原文)

令和2年4月24日（金）17時まで

- ・様式1_【xx】R02_訓練DB_避難訓練.xlsx
- ・様式2_【xx】R02_訓練DB_情報伝達訓練.xlsx

※令和2年訓練データベース（様式1及び様式2）については、これ以降7月、10月、12月の10日を目処に更新を行いますので、都度、提出願いします。

- ・様式4_【xx】R02_「土砂災害・全国防災訓練～避難の声かけ、安全の確認～」各都道府県の問い合わせ先一覧表.xlsx

※資料提出時は、xxを整備局等番号として置き換え、それぞれ整備局等単位でとりまとめたうえでファイル作成及び提出願いします。

令和2年6月11日（木）17時まで

- ・様式3_【xx】_R02_土砂災害・全国防災訓練実施事例.pptx

※資料提出時は、xxを整備局等番号として置き換え、貴管内都道府県代表箇所の速報を整備局等単位でとりまとめたうえでファイル作成及び提出をお願いします。

※なお、6月7日に訓練を実施しないことから上記期限までに訓練速報が作成できない場合は、その旨をあわせてお伝えいただくとともに、6月の土砂災害防止月間中で訓練を実施した際の代表箇所の訓練速報を7月8日（水）17時までに整備局等単位でとりまとめたうえで改めて提出をお願いします。

(修正)

【令和2年5月29日（金）17時まで】

- ・様式2_【xx】R02_訓練DB_情報伝達訓練.xlsx
- ・様式4_【xx】R02_「土砂災害・全国防災訓練～避難の声かけ、安全の確認～」各都道府県の問い合わせ先一覧表.xlsx

※「様式1_【xx】R02_訓練DB_避難訓練.xlsx」は不要。

※6月に限らず、訓練を実施した場合は、令和2年訓練データベース（様式1及び様式2）を整理し、7月、10月、12月の10日を目処に更新し、その都度、提出願います。

【訓練実施後隨時】

- ・様式3_【xx】_R02_土砂災害・全国防災訓練実施事例.pptx

※資料提出時は、xxを整備局等番号として置き換え、貴管内都道府県代表箇所の速報を整備局等単位でとりまとめたうえでファイル作成及び提出願います。

事務連絡
令和2年5月8日

北海道開発局	河川計画管理官 殿
	低潮線保全官 殿
	河川技術対策官 殿
	地域事業管理官 殿
各地方整備局	河川計画課長 殿
	河川管理課長 殿
	河川工事課長 殿
	地域河川課長 殿
沖縄総合事務局	河川課長 殿
	低潮線保全官 殿
	建設工務室長 殿
独立行政法人水資源機構	事業課長 殿
	ダム管理課長 殿

水管理・国土保全局	
河川環境課	河川保全企画室 企画専門官
河川環境課	流水管理室 課長補佐
治海砂保	水岸防全課 企画専門官(企画調整)
	海岸部 課長補佐
	全課 土砂・洪水氾濫対策官

新型コロナウイルス感染症（COVID(コビッド)-19）感染拡大防止のための学習交流施設等における休館等の対応について（依頼）

標記については、令和2年3月30日付事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症の確実かつ効果的な感染拡大防止策を講じる観点から、学習交流施設等における休館等の対応を実施いただいているところです。

5月4日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス対策本部会議決定。以下「基本的対処方針」という。）が変更され、引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されました。

一方、同基本的対処方針では、施設の使用制限等に関し、特定警戒都道府県については、「感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。（中略）なお、施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策

に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域におけるまん延状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。」とされ、また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県については、「施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。」とされており、今後、都道府県によっては、都道府県をまたぐ人の移動の自粛に留意しつつ、一部の公共施設の再開に向けて動き始めると思われ、当局所管の学習交流施設等についても歩調を合わせた対応が必要となります。

つきましては、施設の所在する都道府県や市町村の動向を注視していただくとともに、緊急事態宣言下においては下記のとおり対応いただきますようお願い致します。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議や新型コロナウイルス感染症対策本部の動向によっては、改めて対応を依頼する場合があります。

不明な点等がある場合は、個別に担当部局と調整してください。

また、管内の都道府県、占用者に対しましても、貴職より、情報提供をお願いいたします。

記

1. 不特定多数の方が利用する学習交流施設等

施設の所在する都道府県や市町村の動向を踏まえつつ、関係機関と調整の上、休館又は開館を判断する。開館する場合は、手指の消毒設備の設置や室内の換気の実施のほか、手洗いの徹底やマスクの着用、人と人との距離の適切な確保などに関する注意喚起など感染防止策を講じるとともに、人が集中するおそれがあるときは入場者の制限等の適切な措置を講じる。

2. 国土交通省主催のイベント（表彰式、セミナー、説明会、現場見学会等）

国土交通省が主催するイベントや外部の方が参加される会議等の開催については、感染リスク等を判断して慎重に対応する。特に、クラスターが発生するおそれがあるもの、「三つの密」のある集まり、全国的かつ大規模なイベント等でリスクへの対応が整わないものは、中止または延期する。

※その他「国土交通省が主催するイベントの自粛等について」（令和2年5月7日付け大臣官房総務課連絡）によること。

※関連する民間等主催のイベント等については、「基本的対処方針三(3)2)催物（イベント等）の開催制限」に基づいた対応となるよう要請する。

3. ダム等の管理施設の一般開放及びダムカード等の配布

管理上の観点から、ダム堤体等の管理施設や管理所内については引き続き開放を休止する。また、ダムカード等の配布についても引き続き配布を休止する。

參考資料

河川・気象情報の改善に関する検証チーム

令和2年3月

河川・気象情報の課題と改善策

洪水における決壊・越水等の確認の迅速化

課題

- 河川監視カメラの死角や夜間に発生した決壊・越水等の確認が困難であった。
- 浸水等による通行止めにより現地に近づくことができず、巡視員等による決壊・越水等の確認も困難であった。

改善策

- 河川監視カメラ、水位計の増設等により洪水監視体制の強化
- 越水・決壊等検知センサーやAIカメラによる越水検知等の技術開発

(現状)



浸水等による通行止めにより現地に近づくことができず、状況把握が困難に

氾濫の危険性が高く、重要施設や人家への影響が大きい箇所への河川監視カメラ、水位計の増設等により洪水監視体制を強化

・簡易型河川監視カメラ	(R2.3)	約1,500台所	→ 約1,600台所	(R2.6)	→ 約2,000台所	（R2年度末）
・危機管理型水位計	約2,900台計	→	約3,200台所			9

河川事務所における洪水予報発表体制の確保

課題

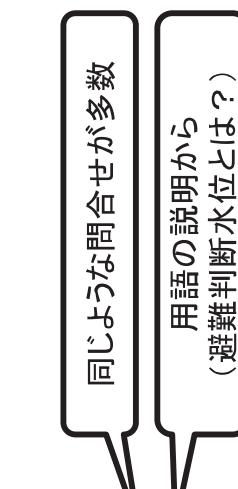
- 外部からの問い合わせ対応に追われ、洪水予報等の発表に関する業務に人員を割けなかつた

改善策

- 災害時ににおける外部問い合わせ専任の担当者を配置
- システム操作訓練により、事務所全体で洪水予報発表体制を強化

(現状)

水位上昇とともに、外部からの問合せが急増。



(対応策)



- 問い合わせ対応に追われ、洪水予報等の発表に関する業務に人員を割けなかつた
- 外部問い合わせ専任の担当者を配置

- 定期的な訓練等により洪水予報発表体制を事務所全体で強化

洪水予報発表作業の見直しとシステム改良等による省力化

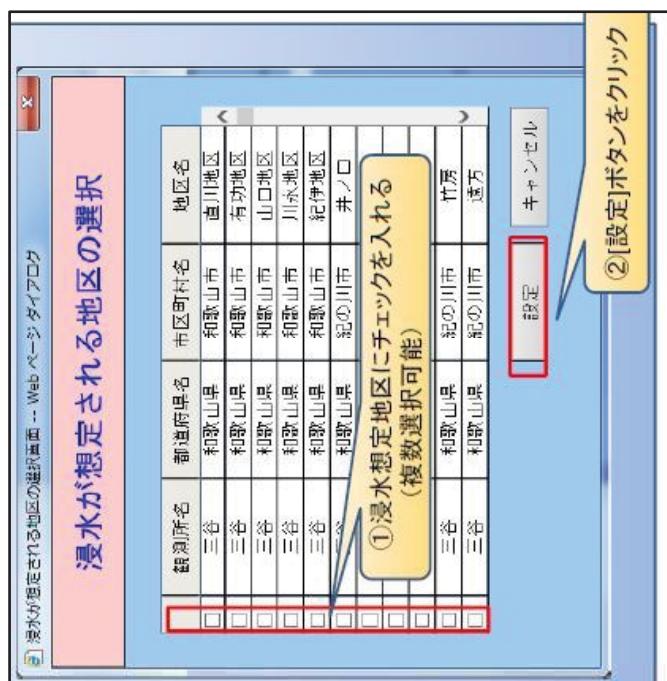
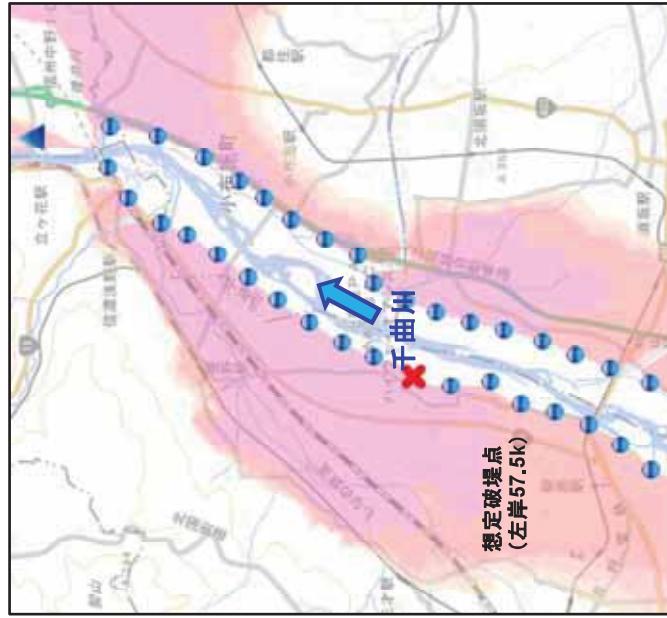
課題

- 汛溢発生情報のシステム入力作業が繁雑であり、発表に時間がかかった
- 支川の水位周知河川が基準水位を超過したことに気づくことができなかった

改善策

- 汛溢発生情報のシステム入力に必要な情報の事前準備
- 洪水予報等の発表状況を一覧で表示し、支川の水位周知河川等の基準水位超過を確認できるようシステムを改良

(現状) (対応案)



浸水が想定される地区を手作業で選択する必要があり、
その都度実施するのは非効率

破堤点ごとの浸水想定図を事前に準備しておき、91
氾濫発生時には洪水予報文に別紙で添付

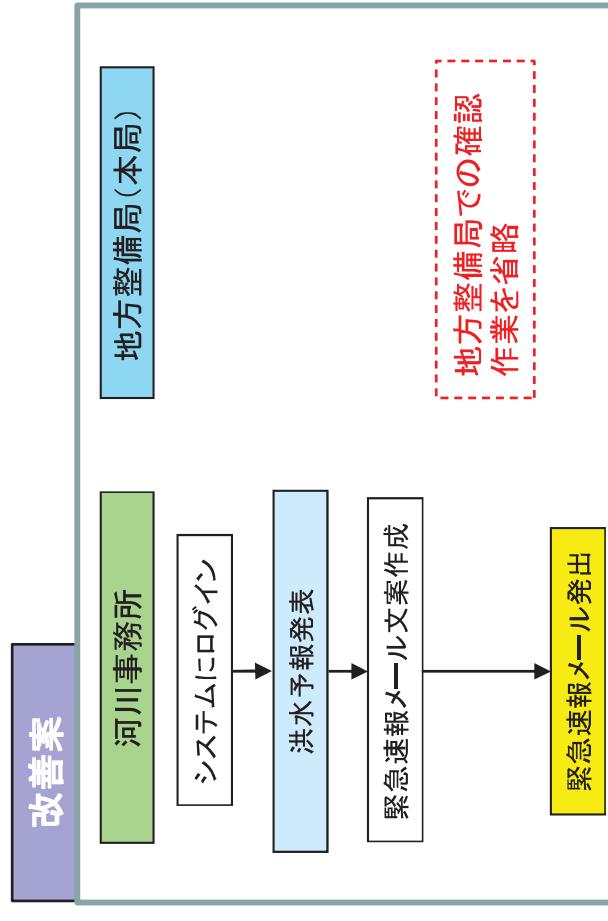
緊急速報メール配信手続きの円滑化

課題

- 誤配信を防ぐため、河川事務所が文書を作成後に地方整備局が内容を確認した上で緊急速報メールを配信していたが、複数河川の水位上昇により、手続きが重なり、配信できなかった

改善策

- 事務所が直接メール配信できるよう手続き・システムの変更



事務所で作成したメール文書を整備局で確認の上で、
整備局が配信。

メールの定型文を事前に用意しておくことにより、その
都度メール文書を整備局でチェックする手続きを省略
し、事務所が直接配信できるよう手続きを簡素化

緊急速報メールによる切迫性の伝達

課題

- 令和元年度より緊急速報メールの配信文章について統一化を図ったが、メール文が長く、重要な情報がわかりづらいなど、緊急速報メールが住民の避難行動に十分に活用されていない可能性があった。

改善策

- 情報を絞り込み、重要な情報を文頭に記載するなど、短い文章で危機感が的確に伝わるよう文章を見直し

メール例

レベル4相当 沔溢危険情報 レベル5相当 沂溢発生情報

河川氾濫のおそれ ②019/10/12 17:00 警戒レベル4相当	内容：越辺川の東松山市正代地先、川越市平塚新田地先で堤防が壊れ、河川の水が溢れ出ています 行動要請：防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、命を守るために行動をとつてください	内容：多摩川の田園調布（大田区）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる氾濫危険水位に到達しました 行動要請：防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとつてください	本通知は、浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります (国土交通省)
--	---	--	---

メール例

文章を簡潔にするとともに、重要な情報から順に記載

沂溢発生の恐れ
警戒レベル4相当

多摩川が沂溢の恐れ
田園調布(大田区)付近で沂溢危険水位に到達、今後さらに水位が上昇し、沂溢が発生する危険があります
(国土交通省)

沂溢発生
警戒レベル5相当

越辺川で沂溢が発生
東松山市正代地先、川越市平塚新田地先で堤防が壊れ、河川の水が住宅地などに押し寄せています
(国土交通省)

93
改善イメージ

- (有識者等からの意見)
- ・他の緊急速報メールと比べ文章が長い(文字が多いと読まない)
 - ・直接的な情報を有していない文は不要
 - ・発信者は最後、重要な情報をから先にすべき
 - ・状況が伝わらない、“沂溢危険水位”的意味もわからない人も多いと思われる
 - ・自治体が配信する避難勧告のメールとの違いを明確にすべき

大雨特別警報の切替時の洪水に対する注意喚起

課題

- 大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたつてから氾濫が発生。大雨の後に時間差で到達する洪水への注意喚起が必要。

改善策

- 大雨特別警報の切替時の洪水への警戒を促すため、「特別警報の解除」を「大雨警報に切替」と表現するとともに、切替に合わせて、今後の水位上昇の見込みなどの河川の氾濫に関する情報を発表。
- メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るため、予め本省庁等の合同記者会見等により周知を図るとともに、SNSや気象情報、ホットライン、JETTによる解説などあらゆる手段で注意喚起を実施。
- 「引き続き、避難が必要とされる警戒レベル4相当が継続。なお、特別警報は警報に切り替え」と伝えるなど、どの警戒レベルに相当する状況か分かりやすく解説。

大雨特別警報の切替時に合わせて河川の氾濫に関する情報を発表

今後の水位上昇の見込みなどの河川の氾濫に関する情報を発表し、引き続き洪水の危険があること、大河川においてはこれから危険が高まることを注意喚起。

■ 久慈川 (氾濫危険：警戒レベル4相当) 富岡観測所(常陸大宮市)では、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込みであり、氾濫のおそれあり。	■ 横橋観測所(日立市)では、避難判断水位を超過しており、今後、氾濫危険水位に到達する見込み。	
基準観測所	水位状況	今後の見込み
富岡 (常陸大宮市)	氾濫危険水位超過 (レベル4相当)	水位上昇中
横橋 (日立市)	避難判断水位超過 (レベル3相当)	水位上昇中。氾濫危険水位到達見込み

メディア等を通じて住民へ適切に注意喚起

解除に先立つて本省庁等の合同記者会見等を開催するなど、メディア等の協力を得て住民に警戒を呼びかけるとともに、SNSや気象情報等あらゆる手段で注意喚起を実施。



長時間先の水位・危険予測の充実

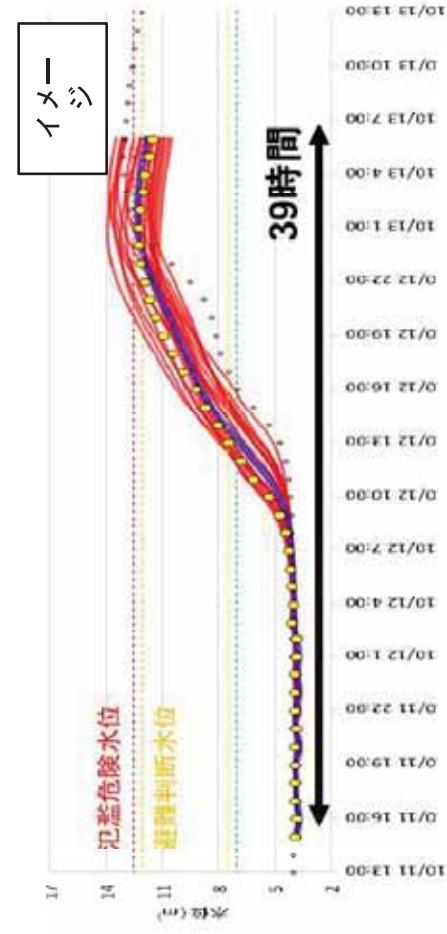
課題

- 現在の洪水の予測情報は3時間先までの情報となっており、大河川等、降雨が終わってから数日程度かけて到達する洪水に関する長時間先の予測情報が提供できていない

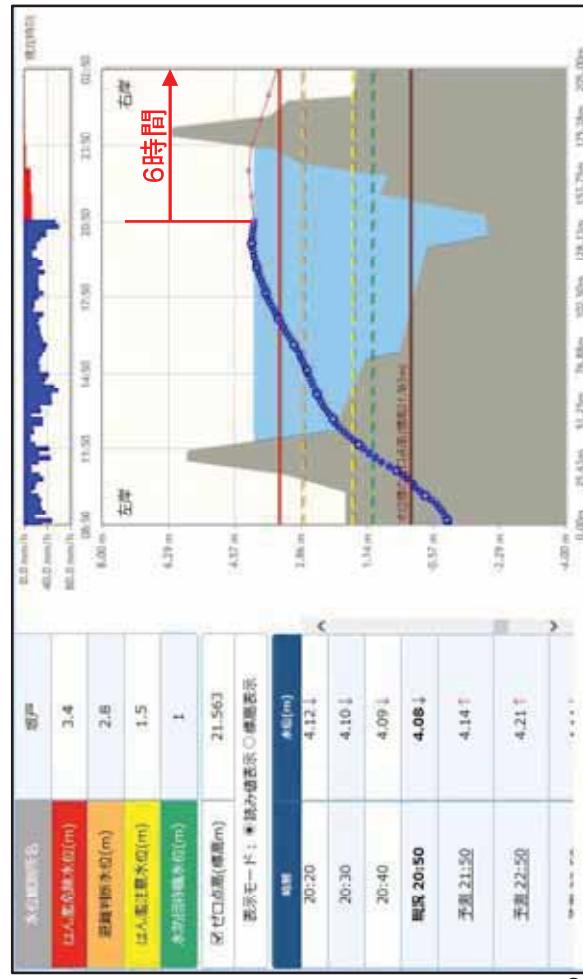
改善策

- 6時間先までの水位予測の提供
- 長時間水位予測の技術開発
- 洪水に関する長時間先の予測情報が提供できていない

6時間先までの水位予測の提供



長時間水位予測の技術開発



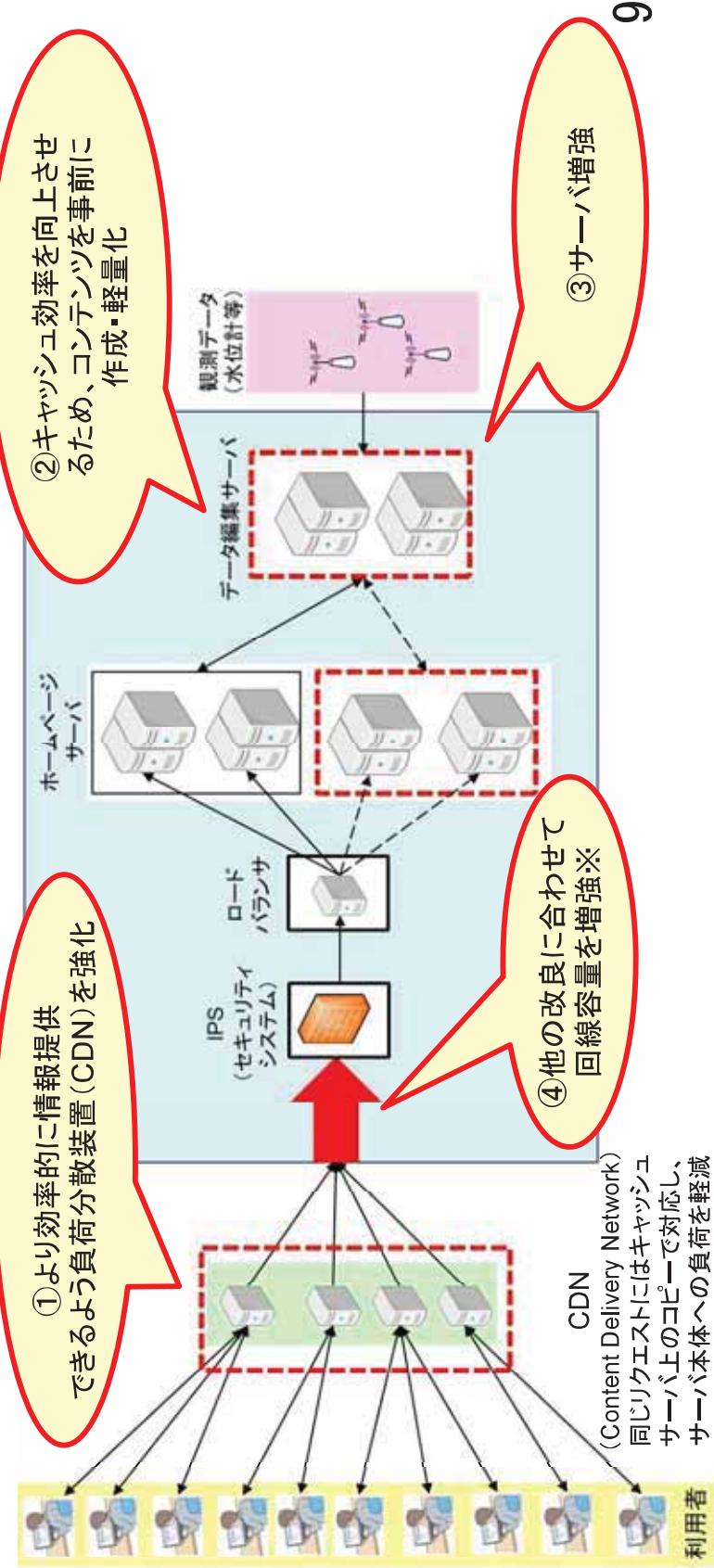
5kmメッシュの解像度で提供される39時間先までの降雨予測を活用した長時間水位予測を試行

1kmメッシュの予測降雨を活用した水位予測(6時間先まで)
2019年度中に国管理河川すべてで実装

「川の防災情報」サイトのアカセス集中対策

課題

- サイトへのアクセスが集中し、つながりにくい状態が発生した
 - アクセス集中時にサーバへの負荷を軽減するために情報を絞った「簡易版」で提供する情報の整理が必要
- ## 改善策
- より多くのアクセスにも対応できるようサーバ、回線を増強する。あわせて、アクセス集中時の負荷の軽減のため配信コンテナの軽量化と、負荷分散装置の増強、効率化を図る
 - 必須コンテンツの整理と簡易版の改良



民間企業と連携した情報提供

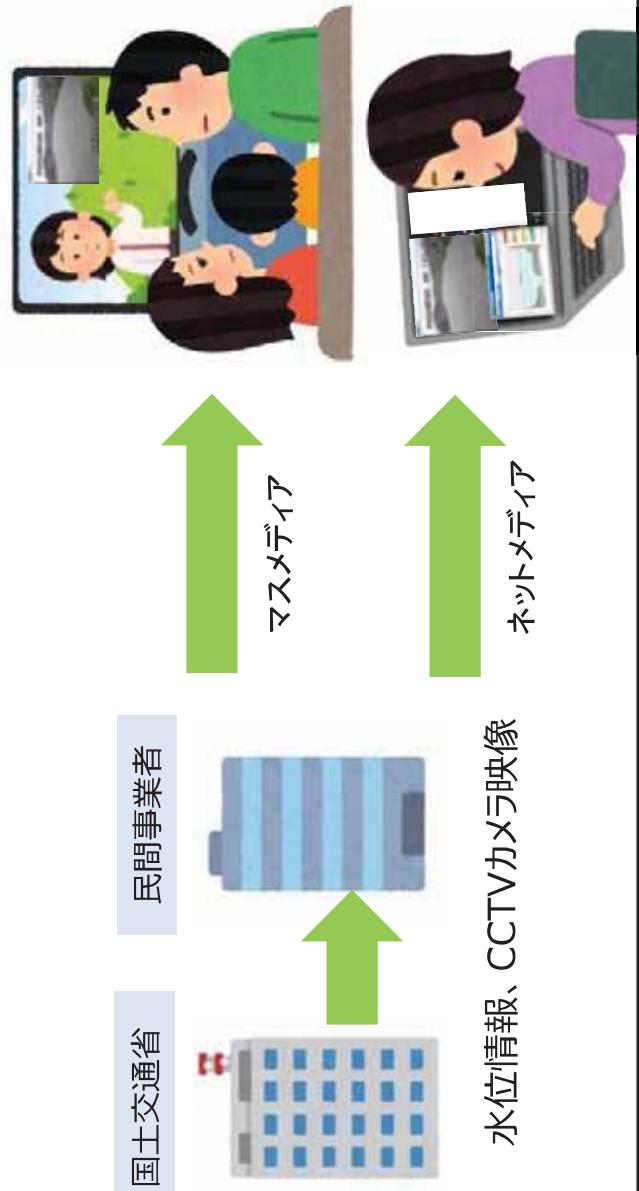
課題

- 現状では、日本放送協会、ヤフー株式会社の協力を得て川の防災情報のホームページにリンク先を掲載し水位情報等を提供しているが、メディアを通じた水位情報等の提供の体制・スキームが構築されていない。

改善策

- 民間事業者を通じた水位情報、カメラ映像などの情報提供のための平時からの体制構築

- 情報提供事業者の公募、拡大
⇒ 水位情報やCCTVカメラ映像等を配信していただける民間事業者を募集し、マスメディア、ネットメディア等を通じて洪水時の緊急性・切迫性を広く情報発信する。



メディアが伝達しやすい情報の発信

課題

- メディアにおいては、警戒を呼びかける情報量が多く重要度が分かりづらかった
- 専門用語の意味、地名・河川名の読み方が分かりにくく、報道で危険性をわかりやすく伝えることが困難

改善策

- 災害情報用語・表現についてわかりやすい用語への見直しを行う
- メディアや気象キャスターと勉強会を実施
- メディアや気象キャスターが分かりやすく洪水の切迫性を視聴者に伝えるため、大雨時に利用可能なコンテンツを作成

○ 災害情報用語・表現の改善

⇒ 分かりやすい用語への見直しを行うため検討会を設置



○ 読み仮名データベースの作成

⇒ 河川名、観測所名、地名などについて読み方を検索できるデータベースを作成

○ メディア等への事前説明、勉強会の開催

⇒ メディア連携協議会等を活用し、地域に根ざした情報の提供について勉強会等を開催する

○ 大雨時に利用可能なコンテンツを作成

⇒ メディアや気象キャスターが分かりやすく洪水の切迫性を視聴者に伝えるためのコンテンツを作成

98

地方でのメディア協議会において
連携策と情報共有方策を検討

地方整備局・気象局による合同会見の充実

課題

- 河川や気象の見通しについて、報道機関から期待される内容を事前に十分把握できていなかつたり地方整備局と気象台の連携による効果的な解説が十分に行われなかつたりしたほか、会見そのものに不慣れな場合もあつた。

改善策

- 開催条件や実施方法の整理、メディアとの定期的な勉強会等に根付いた認識共有
- 地方整備局と気象台とで連携した解説内容の充実、タイムラインに沿った内容の事前準備
- 職員の会見スキルの向上のための研修・訓練の実施

開催条件等の整理

- ⇒ 合同会見の開催条件や実施方法を整理し、勉強会等により日頃からメディアと認識の共有を図る。

タイムラインに沿った内容の事前準備

- ⇒ 雨と水位などそれぞれの持っている情報を一貫した会見シナリオを作成し、地方整備局と気象台の役割を明確化する。

切迫性を効果的に伝えるための伝え方改善

- ⇒ 合同会見や専門家解説を想定した訓練を実施し、会見シナリオの意見交換を実施。
- 切迫性を効果的に伝えるため、習熟度を地域に応じた詳細かつ分かりやすい解説の実施。



資料作成等業務依頼書

依頼元氏名	水管理・国土保全局 海岸室 課長補佐 杉浦 毅 (個人メールユーザID) sugiura-t2du@mlit.go.jp (マイクロ番号) 80-36-337
担当係・担当者	沿岸域企画係 小西 康之 (マイクロ番号) 80-36-323
依頼先氏名	北海道開発局 河川計画専門官 各地方整備局 港湾管理官 関東地方整備局 河川計画課長 各地方整備局 低潮線保全官 地域河川課長 沖縄総合事務局 低潮線保全官 殿
依頼時刻	令和 2年 4月 7日 (火) 時 分
提出期限	令和 2年 4月 24日 (金) 17時00分 (異常が発見された場合は直ちに報告すること) 報告期限までに点検実施結果の報告が困難な場合は別途個別に相談願います。
件 名	海岸保全施設の安全利用点検の実施について
資料の使用目的等	国会関係提出用() 予算関係提出用() 審議会関係提出用() 省内検討用() その他 (公表前提資料)
資料の出来映えの目安	【データの精度】 概略() 詳細(○) 【代替案の数】 少数() 多数() 【プレゼンテーションの工夫】 普通(○) 高度()
提出先	役職・氏名 [沿岸域企画係長 小西 康之]
提出方法	インターネットメール (○) FAX () 郵送 () その他 []
成果品の参考送付	済み() 未()
備考	

事務連絡
令和2年4月7日

北海道開発局 建設部 河川計画専門官
港湾管理官
港湾空港部 港湾行政課長補佐
東北、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州地方整備局
河川部 河川計画課長
関東地方整備局 河川部 低潮線保全官
各地方整備局 河川部 地域河川課長
各地方整備局 港湾空港部 港湾管理課長
沖縄総合事務局 開発建設部 低潮線保全官
港湾空港防災・危機管理課長 殿

水管理・国土保全局 海岸室
課長補佐 杉浦 耕
港湾局 海岸・防災課
課長補佐 乗原 雅彦

海岸保全施設の安全利用点検の実施について

標記については、「海岸保全施設の安全利用点検の実施（平成16年4月2日付国河海第1号・国港海第6号）」にて通知しているところですが、海岸の利用が本格的に行われる時期を前に点検を実施し、その点検結果について、下記のとおり報告をお願いします。なお、海岸法施行規則第5条の8に基づき実施する巡視、点検等が「海岸保全施設等の安全利用点検に関する実施要領」の第4条から第7条を満たしている場合には、当該巡視、点検等の結果の報告をお願いします。また、安全利用点検については、海岸の利用が本格的に行われる時期を中心に、年間を通して実施していただき、異常があった場合には、速やかに随時報告するようお願いします。

直轄工事区域については、海岸管理者と当該区域を所管する事務所長において、事務の範囲について定めのある場合は、その定めにより安全利用点検を実施するものとします。

また、貴職管内の海岸を、占用などにより利用している公園等の管理者等に対しても、趣旨を十分周知し、安全利用点検の実施を要請していただきますようお願いします。

なお、本点検結果の概要については、各海岸管理者等において公表することとしております（平成16年4月2日付国河海第1号・国港海第6号「海岸保全施設の安全利用点検の実施について」）。

記

1. 報告方法

貴職管内の海岸における点検結果について、報告様式一1により報告をお願いします。なお、異常が発見されなかった場合についても、その旨を報告して下さい。
※ 都道府県への依頼、とりまとめは、補助海岸（交付金）担当課長よりお願いします。

2. 報告期限

令和2年4月24日（金）17：00 厳守

※ 異常が発見された場合には、報告期限にかかわらず、対応方針も併せて直ちに報告願います。
※ 報告期限までに点検実施結果の報告が困難な場合は別途個別に相談願います。

3. 報告先

【水管理・国土保全局所管海岸】

海岸室の下記担当者へ、e-mailでExcelファイルを提出。

沿岸域企画係 小西 e-mail : konishi-y29v@mit.go.jp
Tel : 03-5253-8471 (内線 80-36-323)

【港湾局所管海岸】

海岸・防災課の下記担当者へ、e-mailでExcelファイルを提出。

管理第一係 小林 e-mail : kobayashi-t83ah@mit.go.jp
Tel : 03-5253-8687 (内線 46-725)

報告様式－1

異常が発見された海岸

沿 岸 名	
海 岸 名	
管 理 者	
所 在 地	
点 検 日	

項 目	内 容
海岸保全施設、人工海浜等の構造	
異常の状況及び規模	
当面の安全対策	
今後の方針	

※必ず、異常状況や安全対策措置状況を把握できる写真等も添付すること（様式自由）。

国河海第1号
国港海第6号
平成16年4月2日

北海道開発局	建設部長
	港湾空港部長
各地方整備局	河川部長
	港湾空港部長
沖縄総合事務局	開発建設部長 宛て

国土交通省河川局砂防部保全課 海岸室長
港湾局 海岸・防災課長

海岸保全施設の安全利用点検の実施について

海岸は、古来から地域社会において祭りや行事の場として利用されており、地域文化の形成や継承に重要な役割を果してきた。近年は、人々のニーズも社会のあらゆる分野で高度化、多様化しており、海岸も、海水浴等の利用に加え、様々なレジャー・スポーツ、体験活動・学習活動の場及び健康増進のための海洋療法や憩いの場などとしての利用がなされてきている。

このような中で、海岸保全施設やその周辺においては、一般利用者に自己責任による安全確保に心がけていただくとともに、海岸管理者等においては、従来より施設管理の観点から海岸保全施設の点検に努めているところであるが、可能な限り利用者の立場での安全性確保という視点を取り入れていくことが重要である。

については、海岸の利用が本格的に行われる時期を中心に、必要に応じて年間を通じ安全利用点検を実施されたい。この場合、別添の「海岸保全施設等の安全利用点検に関する実施要領」に基づき、各事務所等ごとに安全利用点検に関する「安全利用点検実施計画」を定め、5月の連休までに一度点検を実施するよう措置されたい。

なお、貴管内の海岸を利用した公園等の管理者等に対しても、必要に応じて安全利用点検が実施されるよう、上記の趣旨を周知し点検の実施を要請されたい。

また、各都道府県土木担当部長宛てにも、別途通知しているので、申し添える。

国河海第1号
国港海第6号
平成16年4月2日

各都道府県 土木担当部長 宛て

国土交通省河川局砂防部保全課 海岸室長
港湾局 海岸・防災課長

海岸保全施設の安全利用点検の実施について

海岸は、古来から地域社会において祭りや行事の場として利用されており、地域文化の形成や継承に重要な役割を果してきた。近年は、人々のニーズも社会のあらゆる分野で高度化、多様化しており、海岸も、海水浴等の利用に加え、様々なレジャー・スポーツ、体験活動・学習活動の場及び健康増進のための海洋療法や憩いの場などとしての利用がなされてきている。

このような中で、海岸保全施設やその周辺においては、一般利用者に自己責任による安全確保に心がけていただくとともに、海岸管理者等においては、従来より施設管理の観点から海岸保全施設の点検に努めているところであるが、可能な限り利用者の立場での安全性確保という視点を取り入れていくことが重要である。

については、海岸の利用が本格的に行われる時期を中心に、必要に応じて年間を通じ安全点検を実施されるようお願いする。この場合、別添の「海岸保全施設等の安全利用点検に関する実施要領」に基づき、各事務所等ごとに安全利用点検に関する「安全利用点検実施計画」を定め、5月の連休までに一度点検を実施されるようお願いする。

なお、貴管内の海岸を利用した公園等の管理者等に対しても、必要に応じて安全利用点検が実施されるよう、上記の趣旨を周知し点検の実施の要請をお願いする。

また、貴管下市町村等の海岸管理者に対しても、貴職から周知し点検の実施の要請をお願いする。

【別添】

海岸保全施設等の安全利用点検に関する実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、安心して海岸を利用していくという観点による点検(以下「安全利用点検」という。)に関して必要な事項を定め、海岸保全施設やその周辺の安全な利用に資することを目的とする。

(適用)

第2条 この実施要領は、第5条に定める海岸保全施設等を対象として、海岸管理者又は直轄工事区域にあっては当該区域を所管する事務所長(以下「海岸管理者等」という。)が実施する安全利用点検に適用する。

(安全利用点検実施計画)

第3条 海岸管理者等は、安全利用点検の実施にあたって、あらかじめ第4条の内容を記載した安全利用点検実施計画(以下「実施計画」という。)を事務所等ごとに策定し、点検を実施するものとする。

(安全利用点検実施計画の項目)

第4条 実施計画の策定にあたっては、次条から第7条に定める次の各号の項目を定めるものとする。

- 一 対象設備
- 二 安全利用点検の項目
- 三 実施時期

(対象施設等)

第5条 安全利用点検の対象施設等は、次の各号とする。

- 一 人工海浜(突堤(ヘッドランド含む)又は堤防・護岸と養浜の組み合わせで整備された海岸)に存する海岸保全施設及び砂浜(原則として汀線より陸側とする)。
- 二 現に海水浴場等として、日常的に利用されている海岸に存する海岸保全施設及びその周辺の砂浜。

(安全利用の点検項目)

第6条 海岸管理者等は、対象施設等の利用状況及び危険の発生する可能性を勘案して、安全利用点検の項目を定めるものとする。

- 2 安全利用点検は、利用者の人命に重大な危険を生じさせない観点から、前項に定める項目について、目視若しくは指触又は簡易な計測(鉄筋棒などによる砂浜の陥没点検等)によって行うものとする。

(実施時期)

第7条 海岸管理者等は、海岸の利用が本格的に行われる時期を中心に、必要に応じて年間を通じ安全利用点検を実施するものとする

(利用者の視点)

第8条 海岸管理者等は、安全利用点検の実施にあたっては、利用者の視点を取り入れるものとし、海岸を利用した公園等の管理者等がいる場合については、情報交換を行うなど連携して点検を実施するものとする。

(安全利用点検に基づく措置)

第9条 海岸管理者等は、安全利用点検の結果、対象施設の利用者に対する重大な危険又は支障があると認める場合は、次のような措置を講じるものとする。

一 応急措置

対象施設等への立ち入りの制限等、危険を回避する応急措置を実施及びその旨を一般に周知する。

二 詳細点検

目視点検等では不十分と認める場合は、対象設備の詳細点検を実施する。

三 対策検討及び実施

点検の結果、対策が必要な箇所と認める場合には、対策手法等について検討及び適切な対策を実施する。

(公表)

第10条 海岸管理者等は、安全利用点検の概要について公表するものとする。

(記録の作成)

第11条 海岸管理者等は、安全利用点検の結果を記録するものとする。

直轄海岸 安全利用点検実施状況 概況

地整等	対象海岸	主な点検状況、点検日時	備 考(特記事項)
北海道開発局	胆振海岸	胆振海岸苫小牧地区、樽前地区、北吉原地区点検の結果異常なし < R2. 4. 13 実施 >	—
東北地方整備局	仙台湾南部海岸	仙台湾南部海岸(山元海岸、岩沼海岸)点検の結果異常なし < R2. 4. 15、4.16 実施 >	—
関東地方整備局	西湘海岸	工事用道路(桟橋)周辺の根固めブロック、袋詰根固めずれあり→経過観察 < R2. 4. 17 実施 >	—
北陸地方整備局	新潟海岸	2号ヘッドランドのブロックの隙間に金属製の突起物(直径約5cm、露出高さ約5cm)を確認し撤去など < R2. 4. 14 実施 >	—
	下新川海岸	管理用通路の段差ブロックの注意喚起マーキング塗装がはがれていたため再塗布等。 < R2. 4. 14, 4.15 実施 >	—
	石川海岸	転落防止柵 ビームの腐朽等確認。トラロープ等設置。 < R2. 4. 10 実施 >	—
中部地方整備局	富士海岸	堤防天端の転落防止柵の腐食による脱落等確認。復旧済み。 < R2. 4. 6 >	—
	駿河海岸	バリケード転倒、侵入防止柵倒壊等確認。復旧、措置済み < R2. 4. 15 実施 >	—
近畿地方整備局	東播海岸	ケーラン目地部損傷による隙間を確認。注意喚起看板の設置。 < R2. 4. 10 実施 >	—
中国地方整備局	皆生海岸	皆生海岸点検の結果異常なし < R2. 4.21 実施 >	—
四国地方整備局	高知海岸	転落防止柵の手すり腐食。トラロープ等で対応 < R2. 4. 15 実施 >	—
九州地方整備局	宮崎海岸	本突堤の被覆ブロックの段差・孔等を確認。立ち入り禁止措置済み < R2. 4. 15 実施 >	—

補助海岸 安全利用点検実施状況 概況

地整等	都道府県	主な点検状況、点検日	備考(特記事項)
北海道	北海道	・三石海岸 烈舞地区(みついしかいがん けりまいちく)※昨年度報告済)、大樹海岸 晚成地区(たいきかいかんばんせいちく)で消波ブロック等の異常が確認。いずれも立入禁止措置済み。	
東 北	青森県	異常なし	
	岩手県	異常なし	
	宮城県	異常なし	—
	秋田県	異常なし	—
	山形県	異常なし	—
	福島県	異常なし	—
関 東	茨城県	大洗海岸(成田海岸 大真海岸)、①消波ブロックのズレ、②突堤先端部の破損確認。立入禁止措置済み。<R2.4.10実施>	—
	千葉県	4月28日までに点検を完了させ、5月8日までに報告予定。	—
	東京都	内地の点検は4月30日までに点検を完了させ、5月8日までに報告予定。	—
	神奈川県	異常なし	—
北 陸	新潟県	名立大町地区海岸などで転落防止柵破損などを確認。バリケード設置済み<R2.4.17実施>	—
	富山県	異常なし	—
	石川県	異常なし	—
中 部	静岡県	焼津海岸などで堤防天端ブロック、六脚ブロックの損傷・移動等を確認。経過観察とする。<R2.4.6実施>	—
	愛知県	美浜海岸などで突堤、波返し工の剥離、ひび割れ確認。注意喚起を実施。<R2.4.6実施>	—
	三重県	異常なし	—
近畿	福井県	異常なし	—
	京都府	淡茂川海岸などで突堤の破損等を確認。立入禁止看板設置。	—
	大阪府	異常なし	—
	兵庫県	実施日時確認中	—
	和歌山県	出木海岸の安全措置確認中	—
中 国	鳥取県	浜村地区海岸の護岸ひび割れ等を確認。一連区間は隣接する国道法面崩落により現在立ち入り禁止措置済み。<R2.4.15実施>	—
	島根県	外圍海岸などで砂浜が侵食され、堆生している(L=約1,000m)ことを確認し立ち入り禁止措置を実施等。<R2.4.8実施>	—
	岡山県	異常なし	—
	広島県	異常なし	—
	山口県	異常なし	—
四 国	徳島県	異常なし	—
	香川県	女木東海岸で天端コン(数センチ)のずれを確認。経過観察。<R2.3.17,3.19実施>	—
	愛媛県	上瀬西海岸の連絡防止柵が腐食を確認。立ち入り措置としてトラロープ設置。<R2.4.14実施>	—
	高知県	異常なし	—
九 州	福岡県	異常なし	—
	佐賀県	東与賀海岸の木製手すりで破損確認。破損した部分にロープ等で応急対策。<R2.4.14実施>	—
	長崎県	異常なし	—
	熊本県	井手鼻海岸などの防護柵の破損。防護柵をトラロープで固定して措置。<R2.4.14実施>	—
	大分県	真正海岸(臼野地区海岸)の斜路で数センチの段差等を確認。カラーコーンにより注意喚起。<R2.4.14実施>	—
	宮崎県	異常なし	—
	鹿児島県	里海岸(市之浦地区海岸)などで転落防止柵の破損を確認。仮設のフェンスを設置済。<R2.4.15実施>	—
沖 縄	沖縄県	点検結果報告待ち	—

事務連絡
令和2年4月13日

各地方整備局等 直轄・補助海岸防災担当課長 殿

水管理・国土保全局
海岸室 課長補佐

令和2年度海岸情報伝達演習の実施について

低気圧、台風等の高潮・高波襲来時において、迅速かつ的確な情報伝達、連絡を行い、防災体制に万全を期するため、別添「令和2年度海岸情報伝達演習実施要領」による演習の実施にご協力をお願いします。

問合せ、報告先
国土交通省水管理・国土保全局 海岸室
<直轄海岸>
課長補佐 吉井（マイクロ：80-36337）
津波・高潮対策係長 尾崎（マイクロ：80-36324）
津波・高潮対策係 西野（マイクロ：80-36324）
<補助海岸>
課長補佐 杉浦（マイクロ：80-36337）
海洋開発係長 小西（マイクロ：80-36333）

令和2年度 海岸情報伝達演習実施要領

1. 目的

(1) 本演習は、低気圧、台風等の異常気象による災害時を想定し、水防警報の情報伝達、水門・陸閘などの操作施設の操作規則等に基づく閉扉操作状況の収集及び情報伝達、緊急情報連絡が必要な情報やその他の防災対応中に入手した一般被害・施設被害情報等の伝達、海岸工事の現場関係者への情報伝達、被害の軽減を図る措置としての対策工法の検討等、実践的な演習を行うことにより、防災体制に万全を期することを目的とする。また、関係自治体等との情報伝達経路を確保し、実践的な情報を的確に伝達し、関係自治体等と情報を共有する訓練も適宜実施するものとする。(補助災害担当者については、海岸管理者への技術的助言と情報収集や本省への情報伝達の過程の中での地整の役割について再確認し習熟するものとする。)

(2) 演習終了後、課題整理を行い今後の防災対応に反映するものとする。

2. 対象機関

直轄海岸を有する地方整備局等（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州）及び海岸関係事務所等、地方整備局等の補助海岸防災担当者等

3. 演習実施日

令和 2 年 4 月 21 日（火）【北陸、近畿、四国、沖縄】

令和 2 年 5 月 12 日（火）【関東、中国、九州】

令和 2 年 5 月 15 日（金）【北海道、東北、中部】とする。

※演習の実施時間は 9:00～17:00 を基本とする。

※下線の地整は本省への情報伝達演習を実施。

（本省への情報伝達は 10:00 以降とする。）

4. 演習対象海岸

演習の対象は直轄海岸及び補助海岸（各地整あたり 1 都道府県を選定し海岸管理者（都道府県等）と連携した情報伝達演習を実施すること）とする。

四国地整、九州地整、中部地整は「海岸に係る本省への災害情報連絡について（一部改正）」（R2.4.1.付、海岸室 課長補佐事務連絡、以下「補佐事務連絡」という）に基づき、本省への伝達演習を行う。その他の地整は本省への伝達演習は不要。

5. 演習実施の可否の判断について

整備局や事務所において、演習当日に異常気象による災害等が発生し対応が必要（その恐れがある場合を含む）となった場合、状況を踏まえ演習中止や延期、タイムスケジュールの短縮を行うものとする。その場合は本省水管理・国土保全局海岸室へ連絡すること。

6. 演習の実施方法

情報伝達演習の実施にあたっては、以下①、②の対応に留意し演習を実施すること。

- ① 水防警報などの防災情報の関係者への確実な情報伝達と報告体制の確認。
- ② 氾濫、越波の発生、道路通行止め、鉄道の運休、浸水被害等の迅速な把握手段（監視体制）の確認。また、関係者への確実な情報伝達と報告体制の確認。

1) 事前対応【直轄・補助】

各地整等で想定した台風進路予測（コース、来襲日時）等のシナリオに応じ、高潮、波浪等異常気象の状況、被害発生の可能性等を予測し、補佐事務連絡により適切に情報伝達を行う。また、発生時刻が夜間・早朝に及ぶ場合等には事前に判断して、防災体制確保、水門・陸閘等の閉扉操作の実施、堤防弱部や工事現場での備え等を行うこと。（シナリオ上、事前対応の実施時点が演習開始時点以前となる場合は、必要な対応を実施済であることを前提とし演習を行う。本省報告地整では、その旨を演習開始時点に補佐事務連絡により報告のこと。演習開始以降の対応となる場合は対応時点で報告するものとする。）

参考：波浪うちあげ高予測システムの内容を確認し各整備局関係の設定済区域がある場合には、担当者業務用ＰＣにブックマーク登録する等して災害対応時に使えるよう措置すること。

<http://219.112.224.24/cgi-bin/takashio.cgi>（グーグルクロムで開く）

（ログインＩＤ、パスは別紙参照）

2) 各整備局等の防災体制【直轄・補助】

出水状況等に応じた、整備局、事務所、都道府県等の注意・警戒等の体制の移行についての情報伝達を行う。

3) 緊急情報連絡【直轄・補助】

緊急情報連絡が必要な事案が発生した場合、補佐事務連絡に従い緊急情報連絡を行う。（演習では、シナリオ上、直補とも緊急情報連絡が必要な事案を設定し第1報の電話及びメールによる伝達演習、第2報以降の伝達演習を実施のこと。）

4) 水防警報について【直轄】

水防警報海岸に指定されている海岸は、補佐事務連絡により想定波高・潮位にあわせ、水防警報の情報伝達を行う。

5) 異常気象等終了後の点検等

【直轄】

異常気象の完了後直ちに点検実施の有無、点検対象海岸、開始予定時間を判断し、その時点での被災情報の有無と合わせて情報伝達を行うこと。そして、安全が確保された時点以降速やかに点検を実施し、進捗状況、一般被害状況、施設被

害の有無と緊急復旧等対応の必要性判断結果等を伝達のこと。(演習では、施設被害有、緊急復旧等対応の必要性有として実施のこと。なお、車上点検等については、その趣旨が緊急復旧等の必要な箇所の早期抽出・対策着手や社会的に影響の大きな一般被害の有無の確認等にあることなどの理解の醸成、点検の手順・方法等の確認のためできる限り実施すること。なお、管理延長が長く対応が困難な場合には点検対象を絞るなどの対応を行っても良い。)

【補助】

対象自治体より異常気象の完了後直ちに点検実施の有無、点検対象海岸、開始予定時間を収集し、その時点での被災情報の有無の情報と合わせてメール本文及び別紙-1により情報伝達を行うこと。(演習では、自治体が参加しない場合、シナリオ及び現在、修正を依頼している「点検対象表」をもとに整備局補助担当者が作成し伝達。)

そして、安全が確保された時点以降、自治体より点検の進捗状況、一般被害状況、施設被害の有無と応急対策等対応の必要性判断結果等を収集し別紙-1により伝達するとともに被害がある場合には様式自由で被害状況等を収集し伝達のこと。(演習では、自治体が参加しない場合、シナリオの想定に基づき既存資料等により整備局補助担当者が想定して資料を作成し伝達のこと。なお、演習では一般被害1箇所以上を想定し積極的に資料作成、情報伝達を行うこと。)

6) 緊急復旧計画策定・進捗報告【直轄】

緊急復旧計画(工事概要、着手・完了目途等)を立案し伝達し、以降、工事進捗状況を定期的に報告のこと。資料は様式自由でよい。(演習では、できれば演習のコントローラから被災状況等の条件付与する方式で実施することとし、計画の立案と伝達、進捗報告1回以上を実施のこと。)

7) その他、実践のための演習内容を創意工夫して実施する。【直轄】

情報の混乱を防ぐため、演習であることがわかるよう、各様式及びメールの件名等に「演習」と明記して伝達を行うこと。なお、必ず演習を実施する旨の情報を受け取るすべての機関に対して事前に周知を行うよう徹底すること。

※ 上記を踏まえた被災想定及び演習タイムスケジュールをそれぞれ演習2営業日前までに、演習3営業日後までに演習実施後の課題等を事後報告様式により下記まで報告すること。

<直轄海岸> : 海岸室 吉井課長補佐、尾崎係長、西野技官

<補助海岸> : 海岸室 杉浦課長補佐・小西係長

以上

(参考)

波浪うちあげ高予測システム

○本省、各地整においてもグーグルクロームからアクセスし、予測結果の閲覧が可能

<http://219.112.224.24/cgi-bin/takashio.cgi>

- ・本省からのログイン方法

ユーザー名 ; honsyou

パスワード ; takashio

各地方整備局等	ID（京浜以外はパスワードも同様）
北海道開発局	hokkaidomizu
東北地方整備局	tohokumizu
関東地方整備局	kantomizu
京浜河川国道事務所	ID:kaigan pass:nilimkaigan
北陸地方整備局	hokurikumizu
中部地方整備局	chubumizu
近畿地方整備局	kinkimizu
中国地方整備局	chugokumizu
四国地方整備局	sikokumizu
九州地方整備局	kyusyumizu
沖縄総合事務局	-

令和2年度海岸情報伝達演習

【 地方整備局 】
【令和 年〇月〇日 演習実施】

項目	課題、今後の対応方針
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・
演習を通しての課題整理と今後の対応 等※	<p>① 水防警報などの防災情報の関係者への確実な情報伝達と報告体制の確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・
	<p>②氾濫、越波の発生、道路通行止め、鉄道の運休、浸水被害等の迅速な把握手段(監視体制)の確認。また、関係者への確実な情報伝達と報告体制の確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・
担当者	(電話)

※演習でお気づきになったこと、今後に活かしたいこと等含む

令和2年〇月〇日
〇〇〇河川事務所

「流域治水プロジェクト(仮称)」の策定に向けて

- 令和元年東日本台風では、多くの河川において、整備計画で目標としている戦後最大を上回る流量により甚大な被害が発生しました。気候変動の影響等を考えると、今後、このような甚大な水害は全国どこで発生してもおかしくない状況であり、●●川においても、少なくとも戦後最大規模の洪水に速やかに対応することが必要と認識しております。
- また、令和元年東日本台風等を踏まえ、昨年度から新たに既存ダムの利水容量の洪水調節への活用に向けた調整を進めております。気候変動による更なる水害リスクの増大による被害を少しでも軽減する観点から、こうした従来よりも踏み込んだ対策を総合的に講じる必要があると考えております。
- この度、河川における対策の全体像を示し、必要な予算確保に努め、対策を加速させるため、全国の一級水系において、河川管理者や関係自治体等の河川における対策、流域における対策、ソフト施策を盛り込んだ「流域治水プロジェクト(仮称)」を作成することとなりました。各自治体においても、雨水貯留施設の整備、土地利用規制・誘導（災害危険区域等）、家屋のかさ上げや移転などの住まい方の工夫などの流域対策・ソフト施策を積極的に検討いただきたいと考えております。
- なお、「流域治水プロジェクト」の検討・公表にあたっては、本協議会などの機会を最大限に有効に活用し議論を進めていくことを想定しておりますので、ご協力お願いします。
- 今後の予定としましては、下記を予定しております。
 - 1) 6月頃に、国管理河川の対策内容と、今後、流域対策やソフト対策等を含めてプロジェクトを検討していく旨を公表
 - 2) 8月末頃に、上記の国管理河川の対策内容に加え、県管理河川の対策内容と、流域対策・ソフト対策の方向性を、中間とりまとめとして公表
 - 3) 本年度末には、プロジェクトを策定し公表

気候変動の影響と脆弱な国土条件

- 令和元年東日本台風での広範囲にわたる記録的な大雨など、近年、**毎年必ず大規模な自然災害が発生**。
- そもそも、我が国は、河川が急勾配で、ゼロメートル地帯に三大都市圏の約404万人が居住する等、**世界的にもまれに見る脆弱な国土条件を有しており、自然災害リスクが極めて高い**。
- 氾濫危険水位を超過した河川数が近年5倍強となるなど、**気候変動の影響が顕在化**。

■ 我が国の脆弱な国土条件

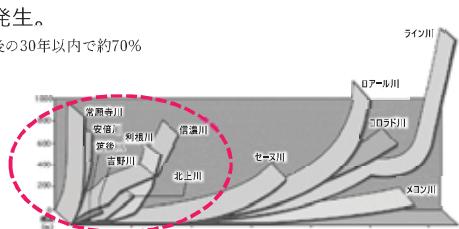
- 四方を海で囲まれ、国土の中央を脊梁山脈が縦貫しており、**河川が急勾配**であるとともに、都市部において**ゼロメートル地帯**が広域にわたり存在。

- 世界の大規模地震の約2割が我が国周辺で発生。

※ 首都直下地震、南海トラフ地震の発生確率は、それぞれ今後の30年以内で約70%



【戸戸川】荒川・隅田川と市街地の標高の関係



【我が国と諸外国の河川勾配比較】

- 国土の約3割が洪水や地震災害（震度被害）等の災害リスク地域であり、**災害リスクにさらされる人口はおよそ7割**。

- 例えば、三大都市圏の約404万人が「ゼロメートル地帯」に居住している状況。

リスクエリア面積 (国土面積に対する割合)	リスクエリア内人口 (2015) (全人口に対する割合)	リスクエリア内人口 (2050) (全人口に対する割合)
約112,900km ² (29.9%)	約8,556万人 (67.5%)	約7,134万人 (70.0%)

※ 洪水、土砂災害、地震災害（震度被害）、津波災害

【災害リスクにさらされる地域の面積と該当地域に居住する人口】



(出典：国土審議会計画推進部会 国土の長期展望専門委員会 第二回資料)

■ 気候変動による自然災害の頻発・激甚化

- 氾濫危険水位を超過した河川数は、**増加傾向**。



- 短時間強雨の発生頻度が直近30～40年間で**約1.4倍に拡大**。

※ 令和元年東日本台風では、103もの地点で24時間降水量が観測史上1位の値を更新。



近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発

平成27
28
29
年



①鬼怒川の堤防決壊による浸水被害
(茨城県常総市)



②土砂災害の状況
(熊本県南阿蘇村)



③小本川の氾濫による浸水被害
(岩手県岩泉町)



④桂川における浸水被害
(福岡県朝倉市)

平成30年



⑤小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)



⑥神戸港六甲アイランドにおける浸水被害
(兵庫県神戸市)



⑦土砂災害の状況
(北海道勇払郡厚真町)

令和元年



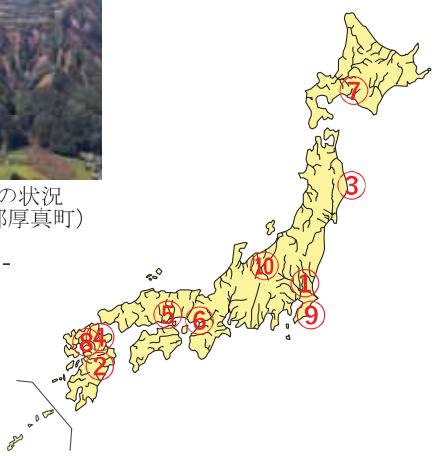
⑧六角川周辺における浸水被害状況
(佐賀県大町町)



⑨電柱・倒木倒壊の状況
(千葉県鴨川市)

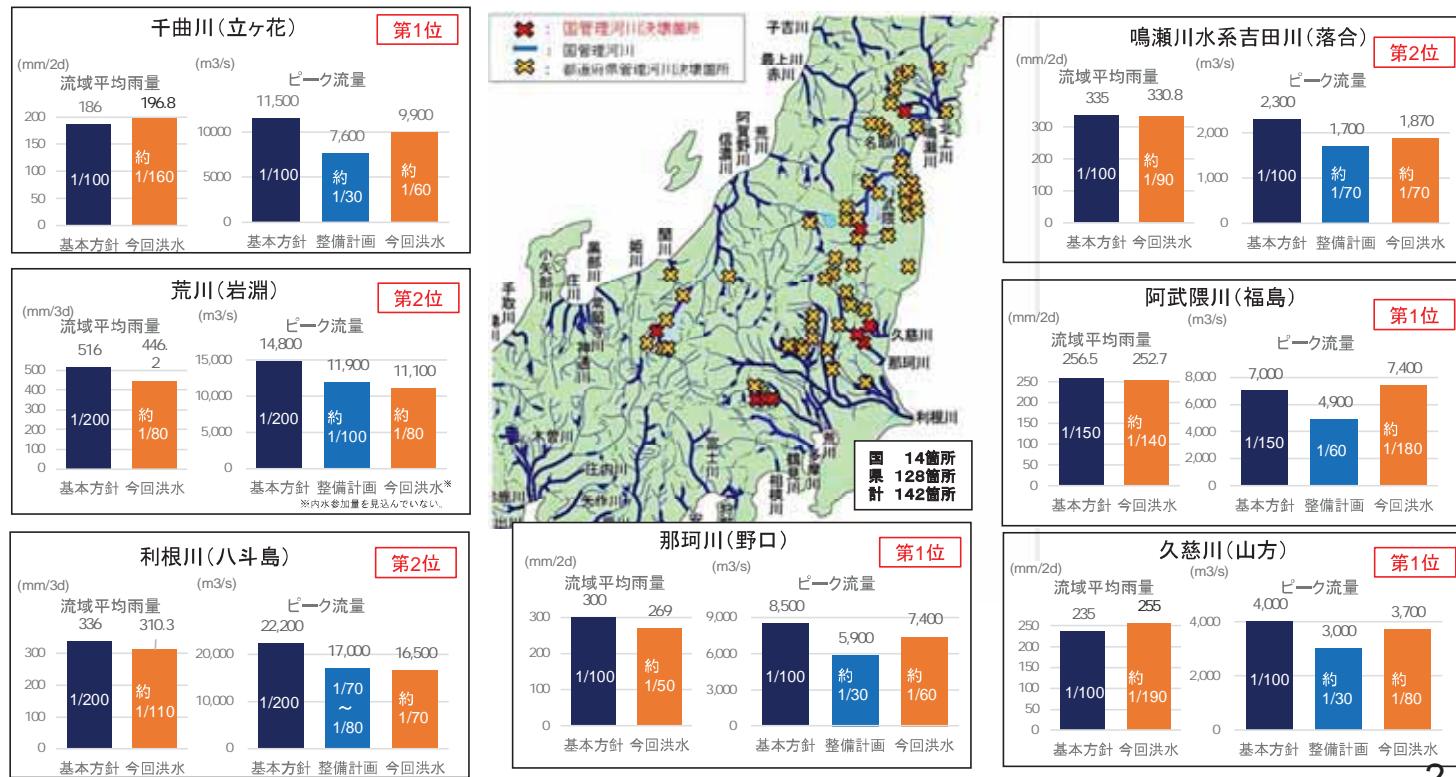


⑩千曲川における浸水被害状況
(長野県長野市)



令和元年東日本台風による国管理河川の状況(降雨、流量)

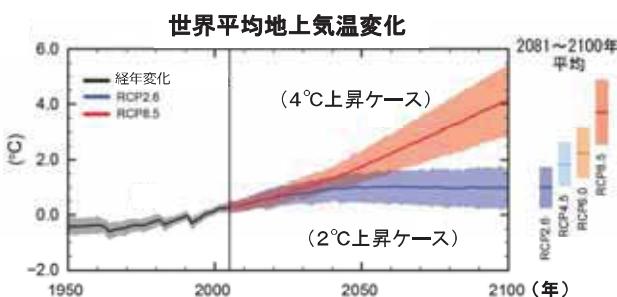
- 主な河川における基準地点上流域平均雨量は、河川整備基本方針の対象雨量を超過又は迫る雨量となった。
- 流量は、観測史上最大又は2位を記録し、河川整備計画の目標(戦後最大等)を超過又は迫る流量となった。
- 阿武隈川では、基本方針の流量を超過した。



2

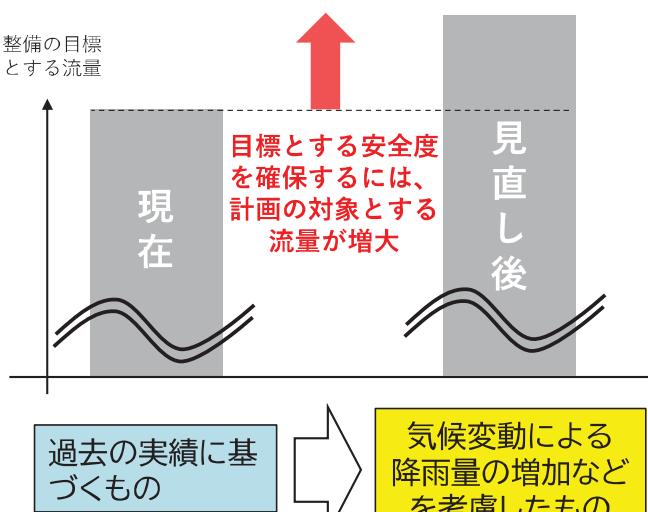
気候変動の影響と治水計画の見直しについて

- 災害の発生状況やIPCCの評価等を踏まえれば、将来の気候変動はほぼ確実と考えられ、緩和策と適応策とを車の両輪として進め、気候変動に対応する必要
- 温暖化が進行した場合に、目標としている治水安全度を確保するためには、「過去の実績降雨に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に計画の見直しが必要



降雨量変化倍率をもとに算出した、
流量変化倍率と洪水発生頻度の変化

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2°C上昇相当*	約1.1倍	約1.2倍	約2倍



* 2°Cは、温室効果ガスの排出抑制対策(パリ協定)の目標とする気温

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

課題 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要がある。

- 対応**
- ◆河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現する。
 - ◆併せて、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを、官民連携・分野横断により推進し、雨水の貯留・浸透を図る。

氾濫を防ぐための対策 ～ハザードへの対応～

(しみこませる) *

雨水浸透施設（浸透ます等）の整備
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

(ためる) *

雨水貯留施設の整備、
田んぼやため池等の高度利用
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

ダム、遊水地等の整備・活用

⇒ 国・都道府県・市町村、利水者

(安全に流す)

河床掘削、引堤、放水路、砂防堰堤、遊砂地、
雨水排水施設等の整備

⇒ 国・都道府県・市町村

(氾濫水を減らす)

堤防強化等
⇒ 国・都道府県

※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

被害対象を減少させるための対策 ～暴露への対応～

(被害範囲を減らす)

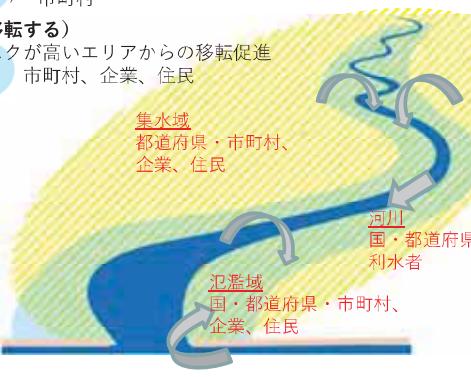
土地利用規制、高台まちづくり
⇒ 国・都道府県・市町村、企業、住民

二線堤等の整備

⇒ 市町村

(移転する)

リスクが高いエリアからの移転促進
⇒ 市町村、企業、住民



被害の軽減・早期復旧・復興のための対策 ～脆弱性への対応～

(避難態勢を強化する)

ICTを活用した河川情報の充実
浸水想定等の空白地帯の解消
⇒ 国・都道府県・市町村・企業

(被害を軽減する)

建築規制・建築構造の工夫

⇒ 市町村、企業、住民

(氾濫水を早く排除する)

排水門の整備、排水ポンプの設置
⇒ 市町村等

(早期復旧・復興に備える)

BCPの策定、水災害保険の活用
⇒ 市町村、企業、住民

(支援体制を充実する)

TEC-FORCEの体制強化
⇒ 国・企業

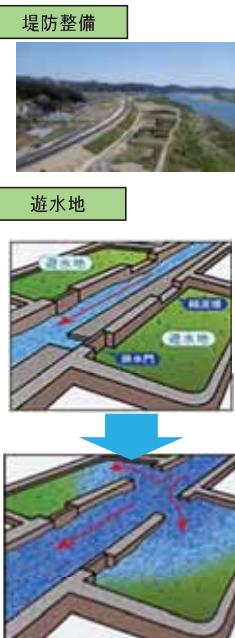
凡例 河川での対策 集水域での対策 汛澇域での対策

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

- 対応**
- ◆河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現する。

「流域治水」の具体例

河川・下水道管理者による対策

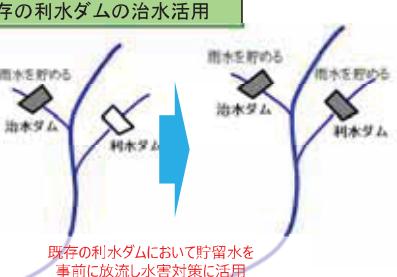


市町村や民間等による対策

防災調整池



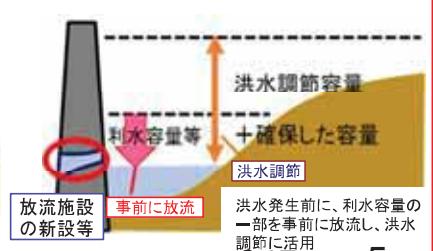
既存の利水ダムの治水活用



公共施設地下貯留(東京ドーム)



(既存ダムの活用例)



「流域治水プロジェクト（仮称）」に基づく事前防災の加速

～事業の必要性・効果等をわかりやすく提示～

課題 ◆ 現状の整備水準では、気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対応できない。また、行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要。

対応 ◆ 令和元年東日本台風で甚大な浸水被害が生じた7水系における対策のみならず、全国の一級水系における早急に実施すべき流域全体での対策の全体像を示し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速。
◆ 「過去の実績に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に、計画を見直し、抜本的な対策に着手。

今後の治水対策の進め方（イメージ）

緊急治水対策プロジェクト
(甚大な被害が発生した7水系)

流域治水プロジェクト（仮称）
全国河川において早急に実施すべき
事前防災対策を加速化

河川整備計画
等の見直し

気候変動の影響を
反映した
抜本的な治水対策
を推進

全国7水系における「緊急治水対策プロジェクト」

◆ 令和元年東日本台風（台風第19号）により、甚大な被害が発生した7水系において、国・都県・市区町村が連携し、今後概ね5～10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手。

水系名	河川名	緊急治水対策プロジェクト (概ね5～10年で行う緊急対策)		
		事業費	期間	主な対策メニュー
阿武隈川	阿武隈川上流	約1,840億円	令和10年度 まで	【ハード対策】河道削削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】支川に危険箇所埋立水位計及びメートルの設置 浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等
	阿武隈川下流			【ハード対策】河道削削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】支川に危険箇所埋立水位計及びメートルの設置 浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等
鳴瀬川	吉田川	約271億円	令和6年度 まで	【ハード対策】河道削削、堤防整備 【ソフト対策】浸水想定地域からの移転・建替え等に対する支援 等
荒川	入間川	約338億円	令和6年度 まで	【ハード対策】河道削削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】高台整備、広域避難計画の策定 等
荒川	那珂川	約665億円	令和8年度 まで	【ハード対策】河道削削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】森林等の保全・有効活用 等
久慈川	久慈川	約350億円	令和8年度 まで	【ハード対策】河道削削、堤防整備 【ソフト対策】霞堤等の保全・有効活用 等
多摩川	多摩川	約191億円	令和8年度 まで	【ハード対策】河道削削、堤防整備、堤防整備 【ソフト対策】下水道横管等のゲート自動化・遠隔操作化 等
信濃川	信濃川	約1,768億円	令和9年度 まで	【ハード対策】河道削削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】川んはダムなどの雨水貯留機能確保 マイ・タイムラインの作成 等
	千曲川			【ハード対策】河道削削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】川んはダムなどの雨水貯留機能確保 マイ・タイムラインの作成 等
合計		約5,424億円		

※令和2年3月31日 HP公表時点

全国の各河川で「流域治水プロジェクト（仮称）」を公表

◆ 全国の一級水系を対象に、早急に実施すべき具体的な治水対策の全体像を、都道府県や市町村と連携して検討し、 국민にわかりやすく提示。

【イメージ】○○川流域治水プロジェクト

- ★ 戦後最大（昭和XX年）と同規模の洪水を安全に流す
- ★ …浸水範囲（昭和XX年洪水）

（対策メニューのイメージ）

■ 河川対策

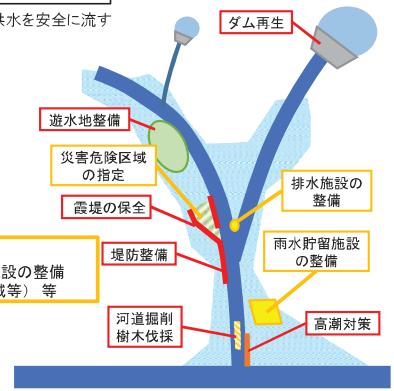
- 堤防整備、河道削削
- ダム再生、遊水地整備 等

■ 流域対策（集水域と氾濫域）

- 下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
- 土地利用規制・誘導（災害危険区域等）等

■ ソフト対策

- 水位計・監視カメラの設置
- マイ・タイムラインの作成 等



令和元年東日本台風関連 7水系緊急治水対策プロジェクト

【令和2年度版】

- 令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した7水系において、国、都県、市区町村が連携し、今後概ね5~10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」を進めています。
- 令和2年度は、決壊箇所の本格的な災害復旧や、河道掘削等の改良復旧を進めていきます。

全体：7水系

■河川における対策

約5,424億円(国:4,302億円、県:1,122億円)

災害復旧 約1,509億円(国: 683億円、県: 826億円)

改良復旧 約3,915億円(国:3,619億円、県: 296億円)

*県の改良復旧事業等の新規事業採択により事業費が追加されました。

*四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

信濃川水系緊急治水対策 プロジェクト 約1,768億円

■ハード対策

・河道掘削、遊水地、堤防整備

■ソフト対策

・田んぼダムなどの雨水貯留機能確保
・マイ・タイムライン策定推進 等



千曲川左岸58K付近

入間川流域緊急治水対策 プロジェクト 約338億円

■ハード対策

・河道掘削、遊水地、堤防整備

■ソフト対策

・高台整備、広域避難計画の策定 等



越辺川右岸0K付近

多摩川緊急治水対策 プロジェクト 約191億円

■ハード対策

・河道掘削、堰改修、堤防整備

■ソフト対策

・下水道樋管等のゲート自動化・遠隔操作化 等



多摩川右岸22K付近



吉田川・新たな水害に 強いまちづくりプロジェクト 約271億円

■ハード対策

・河道掘削、堤防整備

■ソフト対策

・浸水想定地域からの移転・建替え等に対する支援 等



吉田川左岸9K付近

阿武隈川緊急治水対策 プロジェクト 約1,840億円

■ハード対策

・河道掘削、遊水地、堤防整備

■ソフト対策

・支川に危機管理型水位計及びカメラの設置
・浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等



阿武隈川左岸9K付近

久慈川緊急治水対策 プロジェクト 約350億円

■ハード対策

・河道掘削、堤防整備

■ソフト対策

・霞堤等の保全・有効活用 等



久慈川左岸34K付近

那珂川緊急治水対策 プロジェクト 約665億円

■ハード対策

・河道掘削、遊水地、堤防整備

■ソフト対策

・霞堤等の保全・有効活用 等



那珂川右岸28K付近

阿武隈川緊急治水対策プロジェクト

【令和2年度版】

～本川・支川の抜本的な治水対策と流域対策が一体となった総合的な防災・減災対策～

- 令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した阿武隈川において、国、県、市町村が連携し、「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」を進めています。

- 国、県、市町村が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、より水害に強いまちづくりを目指します。
 - ①被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】
 - ②地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】
 - ③減災に向けたさらなる取り組みの推進【ソフト施策】

- 令和2年度は、決壊箇所の本格的な災害復旧や、河道掘削等の改良復旧、危機管理型水位計・カメラの整備(流域対策、ソフト施策)を進めています。



河川における対策

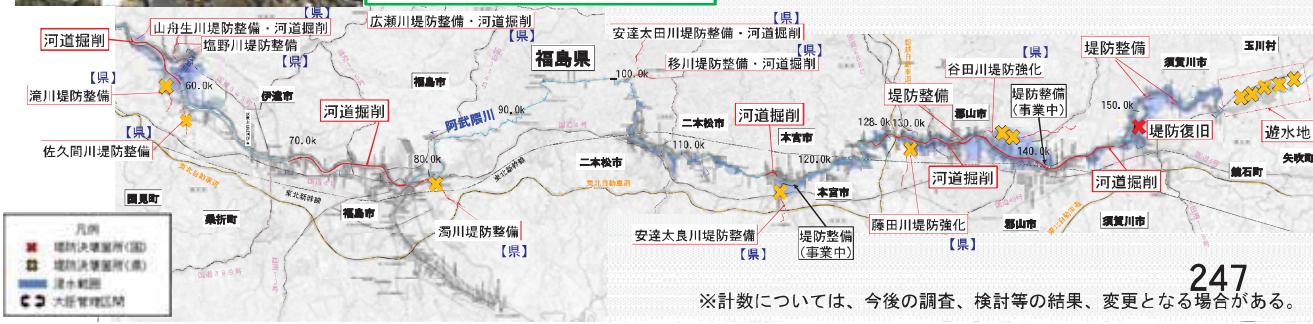
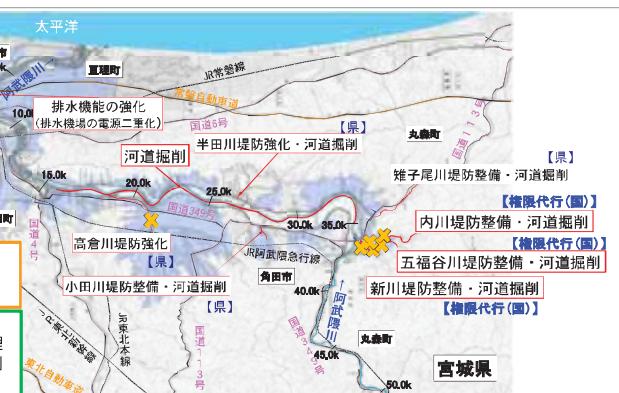
- 全体事業費 約1,840億円
【国: 約1,444億円、県: 約396億円】
- 災害復旧 約542億円
【国: 約229億円、県: 約312億円】
- 改良復旧 約1,298億円
【国: 約1,214億円、県: 約84億円】
- 事業期間 令和元年度～令和10年度
- 目標 令和元年度に令和10年度までに本川からの洪水防止
- 対策内容 河道掘削、堤防整備等
※県の改良復旧事業等の新規事業採択により事業費が追加されました。
※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

■流域における対策

- ・浸水リスクを考慮した立地適正化計画の展開
- ・時刻留設施の設置

■ソフト対策

- ・パックウォータ現象を考慮した危機管理型水位計及びカメラの設置及び避難体制の構築
- ・中小河川や内水を考慮したタイムライン策定推進



※計数については、今後の調査、検討等の結果、変更となる場合がある。

吉田川・新たな水害に強いまちづくりプロジェクト

【令和2年度版】

～大規模氾濫被害の最小化に向けた、より水害に強いまちづくりの実践～

○令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した鳴瀬川水系吉田川において、国、県、市町が連携し、

「吉田川・新たな水害に強いプロジェクト」を進めています。

○国、県、市町が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、より水害に強いまちづくりを目指します。

①被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】 ②地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】

③減災に向けたさらなる取り組みの推進【ソフト施策】

○令和2年度は、決壊箇所の本格的な災害復旧や、河道掘削等の改良復旧、雨水貯留施設の整備(流域対策、ソフト施策)を進めています。



河川における対策

- 全体事業費 約271億円
〔国:約267億円、県:約4億円〕
- 災害復旧 約30億円
〔国:約26億円、県:約4億円〕
- 改良復旧 約241億円
〔国:約241億円〕

■事業期間 令和元年度～令和6年度

■目標 令和元年東日本台風洪水における本川からの越水防止

■対策内容 河道掘削、堤防整備等
※県の復旧事業の新規事業契約により事業費が追加されました。
※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

流域における対策

- ・水防災拠点の拡張、増設
- ・内水対策（雨水貯留施設・調整池・排水路整備）
- ・避難、復旧道路の嵩上げ
- ・排水機場の非浸水化 等

ソフト施策

- ・地区別ハザードマップ等の作成
- ・要配慮者サポーターの育成
- ・防災行政無線屋外子局増設による避難体制の強化
- ・浸水想定地域等のハザードエリアに対する移転建替え等補助制度 等



入間川流域緊急治水対策プロジェクト

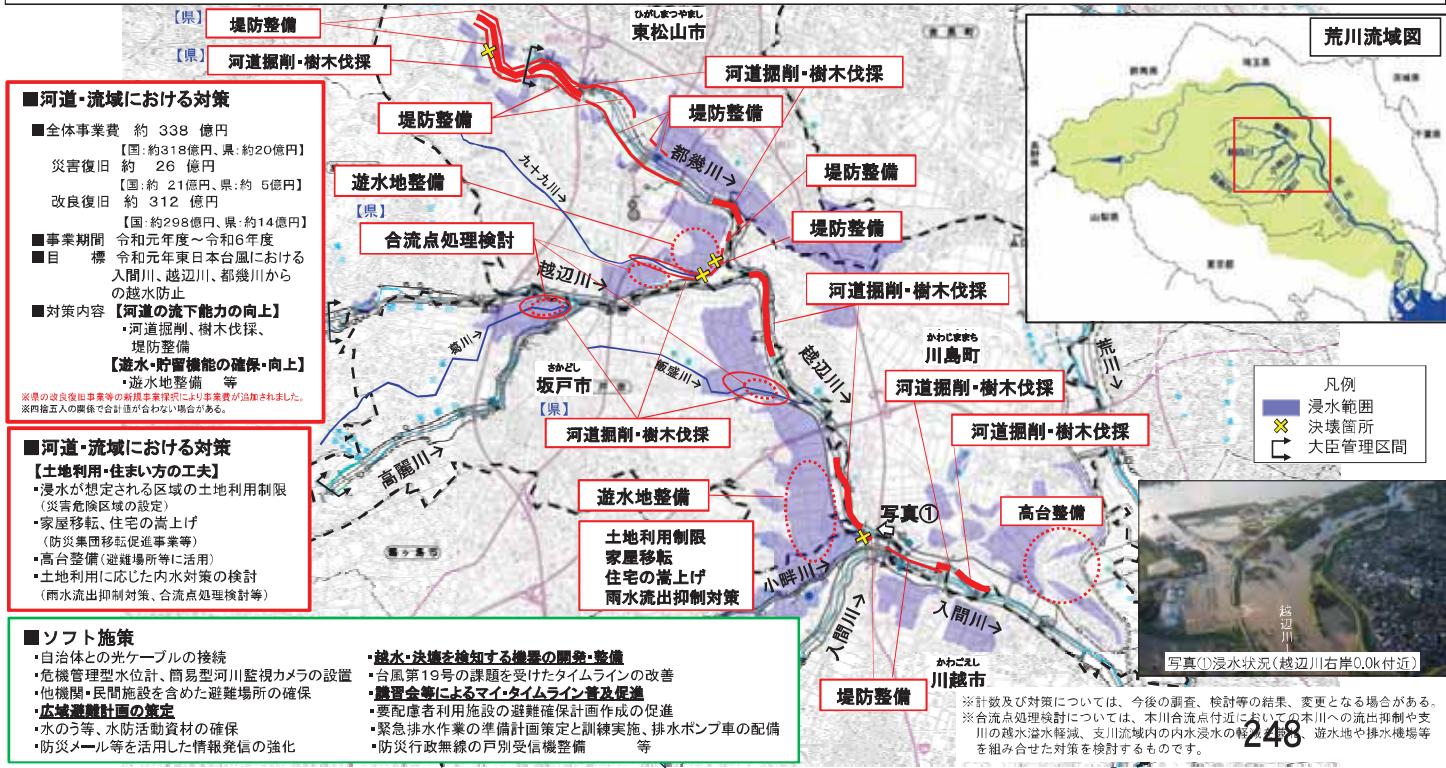
【令和2年度版】

○令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した、入間川流域において、国、県、市町が連携し、「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」を進めています。

○国、県、市町が連携し、以下の取組を実施していくことで、社会経済被害の最小化を目指します。

①多重防御治水の推進【河道・流域における対策】 ②減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】

○令和2年度は、決壊箇所及び越水箇所の本格的な災害復旧や、河道掘削等の改良復旧、合流点処理検討、簡易型河川監視カメラの設置、越水・決壊検知機器の開発などを進めています。



那珂川緊急治水対策プロジェクト

【令和2年度版】

～多重防御治水の推進～

- 令和元年東日本台風により甚大な被害が発生した那珂川水系において、国、県、市町が連携し、「那珂川緊急治水対策プロジェクト」を進めています。
- 国、県、市町が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、社会経済被害の最小化を目指します。
①多重防御治水の推進【河道・流域における対策】
②減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】
- 令和2年度は、決壊箇所の本格的な災害復旧や河道掘削等の改良復旧、防災集団移転促進事業、簡易型河川監視カメラの設置、越水・決壊検知機器の開発などを進めています。

■河道・流域における対策

全体事業費 約665億円[国:約521億円、県:約144億円]
災害復旧 約219億円[国:約101億円、県:約117億円]
改良復旧 約447億円[国:約420億円、県:約27億円]
事業期間 令和元年度～令和6年度
目標 令和元年東日本台風洪水における本川からの越水防止
対策内容 河道掘削、遊水地、堤防整備 等
※県の改良復旧事業等の新規事業採択により事業費が追加されました。
※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

■河道・流域における対策

【土地利用・住まい方の工夫】
・浸水が想定される区域の土地利用制限
(災害危険区域の設定等)
・家屋移転、住宅の嵩上げ
(土地利用一体型水防災事業、防災集団移転
促進事業等)

・高台整備 等

■ソフト施策

・越水・決壊を検知する機器の開発・整備
・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
・ダム操作状況の情報発信
・台風第19号の課題を受けたタイムラインの改善
・講習会等によるマイタイムライン普及促進
・防災メール、防災行政情報伝達システム、防災行政無線等を活用した情報発信の強化
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
・緊急排水作業の準備計画策定と訓練実施 等



※計数及び対策については、今後の調査、検討等の結果、変更となる場合がある

久慈川緊急治水対策プロジェクト

【令和2年度版】

- 令和元年東日本台風により甚大な被害が発生した久慈川水系において、国、県、市町村が連携し、「久慈川緊急治水対策プロジェクト」を進めています。
- 国、県、市町村が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、社会経済被害の最小化を目指します。
①多重防御治水の推進【河道・流域における対策】
②減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】
- 令和2年度は、決壊箇所の本格的な災害復旧や河道掘削等の改良復旧、霞堤の保全と整備、簡易型河川監視カメラの設置、越水・決壊検知機器の開発などを進めています。

■河道・流域における対策

全体事業費 約350億円[国:約334億円、県:約16億円]
災害復旧 約 78億円[国:約 63億円、県:約15億円]
改良復旧 約272億円[国:約271億円、県:約 2億円]
事業期間 令和元年度～令和6年度
目標 令和元年東日本台風洪水における本川からの越水防止
対策内容 河道掘削、堤防整備、霞堤整備 等
※県の改良復旧事業等の新規事業採択により事業費が追加されました。
※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

■河道・流域における対策

【土地利用・住まい方の工夫】
・浸水が想定される区域の土地利用制限
(災害危険区域の設定等)
・家屋移転、住宅の嵩上げ
(土地利用一体型水防災事業、防災集団移転
促進事業等)

・高台整備 等



■ソフト施策

・越水・決壊を検知する機器の開発・整備
・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
・ダム操作状況の情報発信
・台風第19号の課題を受けたタイムラインの改善
・講習会等によるマイタイムライン普及促進
・防災メール、防災行政無線等を活用した情報発信の強化
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
・緊急排水作業の準備計画策定と訓練実施 等

※計数及び対策については、今後の調査、検討等の結果、変更となる場合がある

多摩川緊急治水対策プロジェクト

～首都東京への溢水防止及び沿川・流域治水対策の推進～

【令和2年度版】

○令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した、多摩川において、国、都、県、市区が連携し、

「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を進めています。

○国、都、県、市区が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、「社会経済被害の最小化」を目指します。

①被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】

②地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】

③減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】

○令和2年度から護岸等の本格的な災害復旧や、河道掘削等の改良復旧、簡易型河川監視カメラの設置等を進めていきます。



■河川における対策

全体事業費 約191億円
災害復旧 約 28億円
改良復旧 約163億円
事業期間 令和元年度～令和6年度
目標 令和元年東日本台風洪水における本川からの越水防止
対策内容 河道掘削、樹木伐採、堰改修、堤防整備 等
※四捨五入の関係で合計額が合わない場合がある。

■流域における対策

(下水道事業等の整備促進)
・流出抑制施設の整備等
・既存施設(五反田川放水路(建設中))の活用による雨水貯留
・下水道横管等のゲート自動化・遠隔操作化等
・移動式排水設備(排水ポンプ車等)の整備
・土のう等の備蓄資材の配備等

■ソフト施策

・自治体との光ケーブル接続
・簡易型河川監視カメラの設置
・多機関連携型タイムラインの策定、運用
・講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
・自治体職員対象の排水ポンプ車連絡講習会の実施 等



信濃川水系緊急治水対策プロジェクト

～「日本一の大河」上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進～

【令和2年度版】



大河津分水路改修



○令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した信濃川水系において国、県、市町村が連携し、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を進めています。

○国、県、市町村が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、信濃川本川及び千曲川本川の堤防で被災した区間で越水防止を目指します。

①被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】

②地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】

③減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】

○令和2年度は、決壊箇所の本格的な災害復旧や、全川での河道掘削等の改良復旧、ため池等既存施設の有効利用(流域対策)、マイ・タイムラインの普及(ソフト施策)を進めています。

■河川における対策

全体事業費 約1,768億円【国：約1,227億円、県：約541億円】
災害復旧 約 586億円【国：約 214億円、県：約372億円】
改良復旧 約1,183億円【国：約1,013億円、県：約169億円】

事業期間 令和元年度～令和9年度

目標 【令和6年度まで】

令和元年東日本台風(台風第19号)洪水における
・千曲川本川の大規模な浸水被害が発生した区間等において越水等による家屋部の浸水を防止
・信濃川本川の越水等による家屋部の浸水を防止

【令和9年度まで】

令和元年東日本台風(台風第19号)洪水における
・千曲川本川からの越水等による家屋部の浸水を防止

対策内容 河道掘削、遊水地、堤防整備・強化

※県の改良復旧事業等の新規事業採択により事業費が追加されました。

※四捨五入の関係で合計額が合わない場合がある。

■流域における対策

・ため池等既存施設の補強や有効活用
・田んぼダムを活用した雨水貯留機能の確保
・学校グラウンドなどを活用した雨水貯留施設

・排水機場等の整備、耐水化の取組

・防災拠点等

■ソフト施策

・「まちづくり」や住まい方の誘導による水害に強い地域づくりの検討
・高床式住まいの推進
・マイ・タイムラインの普及
・公共交通機関との洪水情報の共有
・住民への情報伝達手段の強化



※本対策箇所は主要箇所のみ記載しています。

※大河津分水路改修と大町ダム等再編事業は、プロジェクトと並行して継続実施する。

※本プロジェクトは、短期的(標榜10~10年)の達成目標であり、プロジェクト終了後も継続し、中・長期的に対策を講じる。

長野市捷保地先の堤防決壊、

浸水被害状況

新潟県小千谷市における

浸水被害状況

※計画については、今後の調査、検討等の結果、変更となる場合がある。

250

流域における対策事例について

項目	内容
流出抑制対策	<ul style="list-style-type: none">・防災調整池・校庭貯留・ため池やクリークの治水利用・水田貯留・浸透ます、浸透管・建物内の雨水貯留施設・住宅等における各戸貯留・透水性舗装・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ・自然地の保全等
土地利用・住まい方の工夫 等	<ul style="list-style-type: none">・災害危険区域の指定・立地適正化計画の見直し (居住誘導区域への災害リスクの考慮)・二線堤等の整備や保全・高台整備・家屋移転・宅地嵩上げ、住宅高床化・電気設備のかさ上げ、止水板の設置 等

(参考) 特定都市河川浸水被害対策法

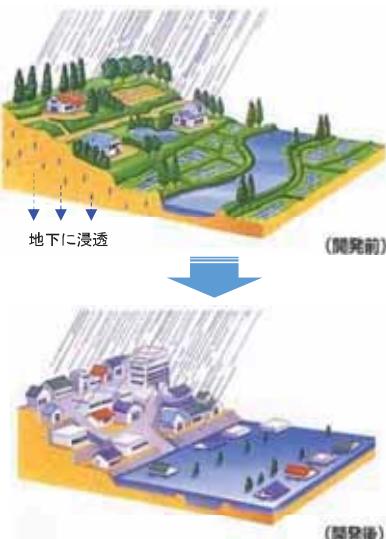
流出抑制対策

③流出抑制対策の展開と強化

流出抑制対策の拡大

- 急激な都市化に伴う河川への流出量の増大により治水安全度の低下が著しい都市部の河川流域を対象に、河川対策、下水道対策に加え、雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策等を実施する総合治水対策を昭和55年より推進
- 気候変動による降雨量の増大を考慮すると、都市開発による流出増を抑制するための貯留施設の整備に加えて、地域の協力によって更なる貯留施設等の整備により、河川への流出を抑制。

【都市化に伴う河川への流出量の増大】



宅地造成等によって、雨水が地下に浸透せず、
河川等に一度に流出して浸水被害をもたらす

河川への流出抑制対策の例



出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第3回 資料3 P45 より

流域対策の取組状況

総合治水対策における流域貯留事例

- 洪水時、一時的に流域内で雨水を貯留できるよう、既存ストックを活用した流出抑制対策を実施。

調整池



【事例: 霧が丘調整池(横浜市)】

校庭貯留



ため池



【事例: 春日池(ため池: 広島県)】

水田



【出典: 兵庫県ウェブサイト
(総合治水対策の取り組み実績
と効果)】

浸透ます・浸透管



【出典: 愛知県ウェブサイト
(雨水の貯留・浸透)】

③流出抑制対策の展開と強化

河川等への流出を抑制する雨水貯留浸透施設整備【農業用施設等の活用】

- 地方自治体においても、ため池や水田などの既存ストックに貯留機能を付与することで治水対策への活用を行っている。

ため池

- ・ 兵庫県や県内市町は、ため池の事前放流施設の整備等を実施
- ・ 奈良県や大和川流域市町村は、ため池の事前放流施設の整備等を実施
- ・ 国土交通省は、「流域貯留浸透事業(防災・安全交付金)」にて地方公共団体が治水容量を確保するための改良等に対して支援



兵庫県での事例

水田

- ・ 新潟市は、「田んぼダム利活用促進事業」にて団体が行う水田貯留施設整備を支援
- ・ 兵庫県は、水田貯留に関心を持つ集落にせき板を配布する等の取組を推進

【参考】

農林水産省は、農業・農村の多面的機能の増進を図るため、農業者等で構成される組織が、地域共同で水田等の雨水貯留機能の活用を図る取組を行う場合、「多面的機能支払交付金」を活用可能としている。



新潟市での事例

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第3回 資料3 P55 より

流域対策の取組状況

流域内のクリーク(農業用水路)の活用(事例)

- 白石平野では、干拓地に広がるクリークの農業用水を事前に放流して、雨を貯留するポケットを確保することにより、地域の湛水被害軽減。



白石平野クリーク(約5,100ha)の
貯留可容量

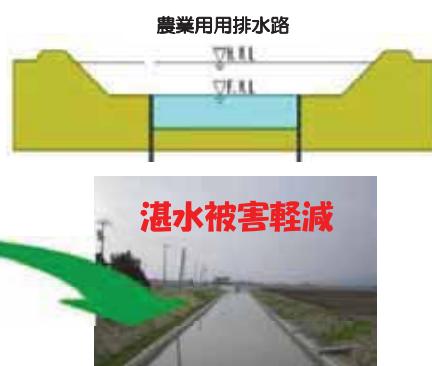
約580万m³
(約2,200万m³)

※()書きは、圃場(水田・畑)含む

水位低下対策を未実施
クリークが満水状態で、雨を貯水できない！



治水効果



出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第1回 資料3 P26 より

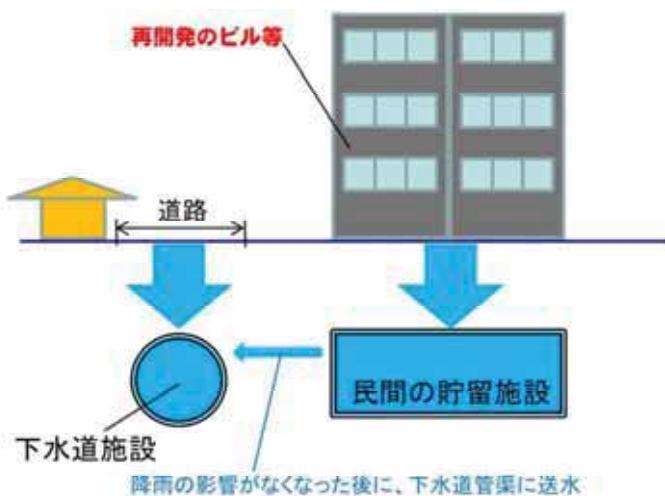
③流出抑制対策の展開と強化

河川等への流出を抑制する雨水貯留浸透施設整備【企業等における取組】

- 気候変動による外力の増加に対応するためには、下水道による雨水排水施設等の整備に加え、企業や個人の取組みを促進し、総合的な浸水対策が重要。
- 特定地域都市浸水被害対策事業では、公共下水道の排水区域のうち、都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、地方公共団体が条例で「浸水被害対策区域」を指定することなどにより、民間事業者等が整備する雨水貯留施設等に要する経費の一部を、国が直接支援。

官民連携した浸水対策のイメージ

特定地域都市浸水被害対策事業の概要



- 特定地域都市浸水対策事業は、民間事業者等と連携して効率的に浸水対策を図る地域における雨水流出抑制に資する施設の整備を支援し、都市の浸水安全度の向上をより一層推進することを目的とした事業制度である。
- 下水道法第25条の2に規定する「浸水被害対策区域」および、都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画に定められた「都市機能誘導区域」において、民間事業者等が整備する雨水貯留施設等及び下水道管理者が整備する主要な管渠等を補助対象としている。
- また、管理協定を締結することで下水道管理者が民間設置の雨水貯留施設の管理を行うことができる。

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第3回 資料3 P52 より

③流出抑制対策の展開と強化

河川等への流出を抑制する雨水貯留浸透施設整備【各戸貯留等による浸水対策】

- 個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ますなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が住民等に設置費用を助成する場合、国が、地方公共団体に対して交付金により支援を実施。

各戸貯留浸透施設（支援対象）のイメージ



取組事例（新潟市）

新潟市では、総合的な雨水対策として雨水流出抑制を地域全体で拡大するため、宅地内の雨水浸透ます設置の助成を平成12年度より開始した。市民から助成を積極的に活用してもらうため、様々な普及啓発活動の展開に努め市民の理解と協力を得た成果として、平成25年度末までに、累計で約6万基の雨水浸透ます、雨水貯留槽の設置を行った。



新潟市の雨水貯留浸透施設の設置件数



③流出抑制対策の展開と強化

河川等への流出を抑制する雨水貯留浸透施設整備【雨水貯留浸透施設の整備】

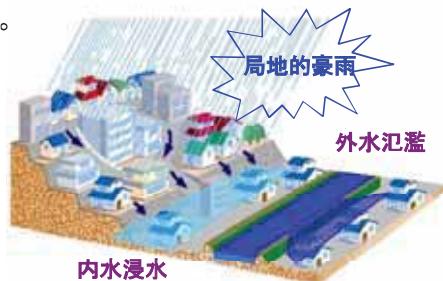
○地方公共団体が実施する河川への雨水の流出を抑制するための雨水貯留浸透施設の整備等を支援する事業。

【主な要件】

- 一級河川又は二級河川の流域内において、通常の河川改修方式と比較して経済的であるもの
- 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地を500m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業
- 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設を改良する事業で、3,000m³以上の治水容量を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上を行ふもの 等

【目的】

局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進。



(事例) 校庭を活用した流域貯留施設

約900m³



(事例) 中学校の敷地を活用した地下貯留施設



(事例) ため池を改良した流域貯留施設

約15,800m³



出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第3回 資料3 P51 より

③流出抑制対策の展開と強化

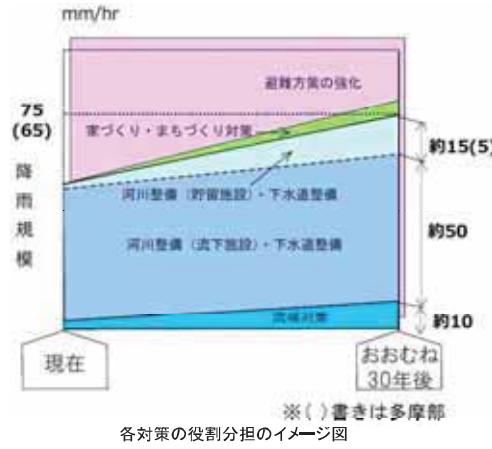
河川等への流出を抑制する雨水貯留浸透施設整備【自治体における取組事例：東京都】

- 東京都では、東京都豪雨対策基本方針を策定することにより、目標を明確化し、河川・下水道整備、流域対策、家づくり・まちづくり対策、避難方策の強化を一体とした総合的な治水対策を推進している。
- このうち、流域対策については、区市の要綱等により開発事業者等に一定規模以上の開発において雨水貯留浸透施設整備の義務付け等を行うとともに、区市による雨水貯留浸透施設整備を推進している。

【東京豪雨対策基本方針(H26.6月改定)】

東京都における対策強化流域・地区における長期見通し(おおむね30年後)

- ① 年超過確率1/20規模の降雨(区部:時間75mm、多摩部:時間65mm)までは浸水被害を防止すること。
- ② 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保すること。



【流域対策の促進】

① 開発事業者等による雨水貯留浸透施設の整備

再開発事業も対象

東京都では、神田川流域などにおいて、流域自治体と共同して流域別計画を策定し、公共施設や大規模民間開発(おおむね500m³以上)などを対象として、一定規模(500~950m³/ha)の雨水貯留浸透施設を設置。



＜雨水貯留浸透施設（左から貯留施設・浸透ます・浸透トレーン）＞

(出典:東京都豪雨対策基本方針(改定)H26.6月)

【参考】
平成18年雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱
全ての公共施設及び敷地面積500m²を超える
大規模な民間施設に対して、
対策量 600m³/ha以上(神田川流域)
500m³/ha以上(その他の流域)

② 区市による雨水貯留浸透施設の整備

区市の指導要綱等により定められている対策量以上の対策量(上積み対策量)を確保する整備に対し、東京都において支援を実施。

区市の指導要綱等により定められている対策量
以上の対策量(上積み対策量)
=都の補助対象

区市の指導要綱等により定められている対策量
=都の補助対象外

公共施設における対策量の上積みイメージ

(出典:東京都豪雨対策アクションプランR2.1月)



条例による流域対策の事例(兵庫県総合治水条例)

- 兵庫県では、平成24年4月1日に「総合治水条例」を施行し、条例に基づき、県土を11の「計画地域」に分け、各計画地域において「地域総合治水推進計画」を策定し、県・市町・県民が連携した総合治水を推進。
- 条例では、知事が計画地域における流域対策に特に必要と認める貯水施設を、管理者の同意を得て、指定貯水施設として指定することができることや、耐水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認める建物等を指定耐水施設として指定できることを規定。
- また、雨水の流出量が増加する1ha以上の開発行為を行う開発者等に対し、「重要調整池」の設置等を義務化。
- 条例において、知事は土地利用計画策定者に対し、都市計画法等による土地利用計画の策定時には、河川整備の状況、災害発生リスクの有無、水源涵養の必要性等を考慮するよう求めている。

総合治水条例の目的

- 総合治水の基本理念を明らかにする
- 総合治水に関する施策を定める
- 県・市町・県民が協働して総合治水を推進する

総合治水条例の構成

- 制則(第1条～第5条)
- 地域総合治水推進計画(第6条～第7条)
- 河川下水流対策(第8条～第10条)
- 流域対策(第10条～第31条)
 - 調査及び監査(第10条～第20条)
 - 土地等の雨水削減対策(第21条～第26条)
 - 防水施設の雨水貯留容量の確保(第26条～第30条)
 - ポップアップ式調整池(第31条～第35条)
 - 浸水対策(第36条)
 - 基本的目標(第37条)
- 減災対策(第38条～第50条)
 - 法規制(第38条～第41条)
 - 法規制による被害の軽減(第42条～第43条)
 - 建物等の耐震強度(第44条～第46条)
 - 地盤調査(第47条～第49条)
 - 黒川相互及び他の行政区との連携(第51条～第54条)
 - 制則(第58条～第61条)
 - 制則(第55条～第57条)

総合治水条例について
出典:兵庫県総合治水条例パンフレット

【条例に基づく指定貯水施設・指定耐水施設について】

(指定貯水施設の管理者の義務について)
 ○ 指定貯水施設の管理者は知事と協議した上で、適切な措置により、雨水貯留容量を確保しなければならない。

(指定耐水施設の所有者等の義務について)
 ○ 指定耐水施設の所有者等は、付加する耐水機能についてあらかじめ知事と協議した上で、耐水機能を備えるとともに、その耐水機能を維持しなければならない。



指定貯水施設(ため池)での
事前放流施設整備の事例



指定耐水施設での耐水化対策
(浸水防止壁)の事例

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第1回 資料3 P35 より

土地利用・住まい方の工夫

水災害リスクを低減するための制度や仕組み

- 水災害リスクの低減、特に人命を守るために、各種法律において規制や勧告、誘導等の制度が整備されているほか、市町村等が独自で条例に基づき対策を講じている事例も見られる。
- 経済的な観点でリスクを低減するためには、水害保険への加入やBCPの作成等の対策が考えられる。

	規制	届出・勧告	誘導	助成
内容	・住居の用に供する建築物の禁止や、その他建築物の建築に関する制限等(地盤高・居室の床高さ等)を行う	・浸水のおそれのある区域等における建築行為等にあたり、建築主等が市区町村へ届出を行い、市区町村長は、必要に応じて勧告を行うことができる	・地区計画において建築物の整備方針等を定め、建築主等に自主的な対策を促す。 ・立地適正化計画に基づき、土地利用・居住の誘導を図る	・浸水のおそれのある区域等において、宅地嵩上げや住宅高床化、止水板設置等に要する費用を自治体が助成する
土砂災害特別警戒区域(土砂法) 津波災害特別警戒区域(津波法)	○	-	-	-
災害危険区域(建築基準法)	○ (条例に基づく) 事例:名古屋市、宮崎市、札幌市等	-	-	・宮崎市災害危険区域内における住宅改築等事業補助金
地区計画(都市計画法)	○ (地区計画等建築基準法条例を定めた場合に、基準法に基づく規制となる)	○ (地区整備計画に建築物や土地利用に関する事項を定めた場合、建築等にあたって市町村長に対して届出が必要となる) 事例:広島市、米原市等	○ (地区の整備の目標となる) 事例:彦根市	-
立地適正化計画(都市再生法)	-	○ (居住誘導区域外での住宅開発等の届出・勧告)	○ (居住誘導区域への誘導等)	-
地域の取組条例等	・滋賀県流域治水条例 ・草津市浸水対策建築条例	・草津市浸水対策建築条例 ・世田谷区建築物浸水予防対策要綱 ・杉並区地下室の設置における浸水対策に関する指導要綱 ・新宿区地下室等の設置をする建築物への浸水対策についての指導要綱	-	・滋賀県水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金 ・東海市住宅浸水対策改修工事等工事費補助制度 ・品川区防水板設置等工事助成 ・中野区水害予防住宅高床工事助成

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第2回 資料4 P21 より

流域対策の取組状況

大淀川における災害危険区域指定(宮崎県宮崎市)

- 平成17年9月の台風14号で、大淀川下流域において浸水家数4,483戸(床上浸水3,697戸、床下浸水786戸)に達する浸水被害が発生。
- 瓜生野川・前溝川地区においては、排水機場整備後も内水浸水リスクが残るエリアについて、宮崎市災害危険区域に関する条例に基づき、災害危険区域を指定。
- 災害危険区域においては、建築物の建築を規制。



【宮崎市災害危険区域に関する条例における建築制限】

対象建築物	制限内容
①住宅、共同住宅、寄宿舎、寮等	・左記建築物の居間、寝室等の「居住室の床面」は、設定水位より上に設けること。
②「病室」を持つ病院、診療所	・建築に際しては、市長認定を要する。
③「寝室」を持つ児童福祉施設	



災害危険区域と出水のおそれのある区域(札幌市)

○札幌市では、建築基準法第39条（災害危険区域）と同法第40条を組み合わせて、札幌市建築基準法施行条例において、リスクに応じて災害危険区域と出水のおそれのある区域を指定している。



災害危険区域・出水のおそれのある区域

札幌市建築基準法施行条例に基づき、

災害危険区域では床面の高さは以下に掲げる数値以上とし、基礎の高さ及び構造並びに便槽の高さは、以下に掲げるとおりとしなければならない。

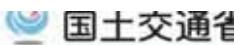
なお、出水のおそれのある区域内では、以下の基準を満たすよう努めなければならない。

	区域	床の高さ	基礎の構造	便槽の高さ
災害危険区域	第1種区域	道路面より1.5m以上	鉄筋コンクリート造 (基礎の上端は床面まで30cm未満)	くみ取り便所は便槽の上端を基礎の上端以上とする。
	第2種区域	道路面より1.0m以上		
出水のおそれのある区域		道路面より0.6m以上		



出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第2回 資料4 P30 より

土地利用と一体となった治水対策（輪中堤）



- 床上浸水被害等の早期解消のため、連続堤での整備ではなく、土地の利用状況を考慮し、一部区域の氾濫を許容した輪中堤を整備することで、効果的な家屋浸水対策を実施。
- 長野県中野市古牧地区(千曲川)では、令和元年台風第19号時、輪中堤内の集落は浸水を免れた。

〈長野県中野市古牧地区(千曲川)輪中堤による家屋浸水被害の解消〉

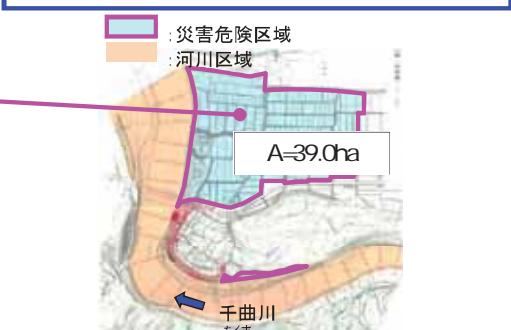
位置図



実施箇所



●古牧地区での災害危険区域
千曲川の計画高水位(HWL)以下の範囲を指定。



輪中堤整備後写真



R1台風19号時洪水状況写真



●中野市災害危険区域に関する条例抄
(災害危険区域の指定)

第2条 災害危険区域は、出水により災害を被る危険性が高い区域で、市長が指定した区域とする。

2 市長は、災害危険区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
(建築制限)

第3条 前条の規定により指定した区域内において、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、災害危険区域を指定した際、現に存する住居の用に供する建築物を増築し、又はその一部を改築する場合及び次の各号に掲げるもののについては、この限りでない。

(1) 主要構造物(屋根及び階段を除く)を鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、別に定める災害危険基準高(以下「基準高」という。)未満を居室の用に供しないもの

(2) 基礎を鉄筋コンクリート造とし、その上端の高さを基準高以上としたもの

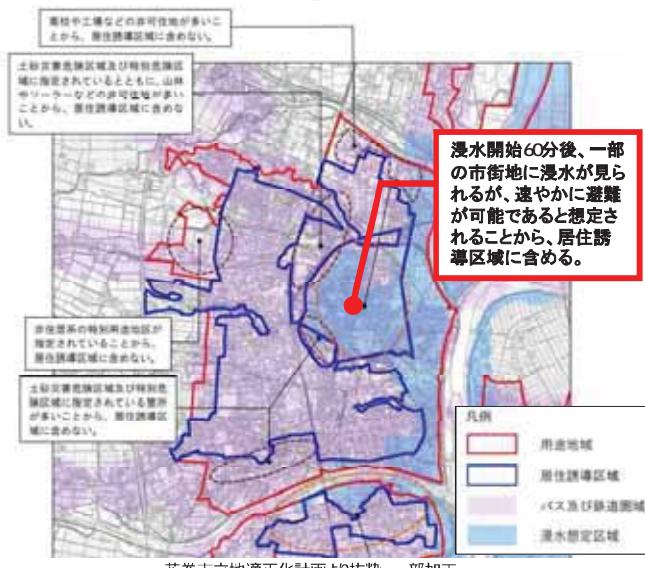
(3) 地盤面の高さを基準高以上としたもの

居住誘導区域の設定に災害リスクを考慮した事例(花巻市)

- 岩手県花巻市では、災害リスク情報を活用し居住誘導区域を設定。
- 居住誘導区域の設定にあたり、浸水想定区域を居住誘導区域に含めないエリアとした。なお、駅前市街地については、浸水開始60分後において、一部の市街地に浸水がみられるものの、避難施設との位置関係等、速やかに避難が可能であると想定し、居住誘導区域に含めている。
- 豪雨等による浸水等のおそれのある地域では、避難指示・勧告にあたってのソフト対策を充実。

<災害リスク情報を活用した居住誘導区域の設定>

- ・浸水到達時間は「浸水ナビ」によって把握(約60分)
- ・避難場所までの距離から避難時間を60分と想定し、避難可能であると判断



<避難指示・勧告にあたってのソフト対策>

- ・豪雨等による浸水等のおそれがある場合は、防災ラジオやエリアメール、広報車などによる避難指示・勧告を行う。



防災ラジオ



エリアメール

<居住誘導区域外の区域での対応>

- ・居住誘導区域外の区域では、特定開発行為の届出にあわせてリスク情報を再周知、必要なアドバイスを検討

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第1回 資料3 P33 より

ハザードエリアと市街地エリアの重複がある場合の立地適正化計画の事例②



- 浸水想定区域については、全ての浸水想定区域を居住誘導区域から除外している事例や、想定浸水深によって居住誘導区域から除外している事例がみられる。

用途地域内的一部分に浸水想定区域が指定されており、全ての浸水想定区域を居住誘導区域から除外している事例



想定浸水深2.0m以上の区域を居住誘導区域から除外している事例



出典：「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 第1回 資料3-2 P16 より

⑤被害範囲を減らす二線堤等の整備

浸水エリアを限定するための二線堤等の整備や保全等【令和2年度より税制創設】

- 二線堤は、市町村等が独自に整備しているほか、国としては、総合流域防災事業（洪水氾濫域減災対策事業）等により支援してきたところであり、引き続き、本事業等により整備を支援していく。
※総合流域防災事業による交付には、氾濫を許容することとする区域において、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること等が条件
- また、既存の二線堤等を保全するために浸水被害軽減地区に指定された土地に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置を令和2年度より実施予定（閣議決定済み）。

二線堤とは

- 本堤（河川堤防）背後の堤内地に築造される堤防。
- 二線堤等の盛土構造物を整備又は保全することにより、本堤が破堤して洪水が氾濫した場合における浸水範囲の抑制に有効。

本堤（河川堤防）



二線堤の整備事例

肱川水系肱川・矢落川（愛媛県大洲市）

- 上下流バランスの観点から暫定堤防となっている東大洲地区において、大洲市が二線堤（市道）を整備。国は、氾濫水を排水する樋門を整備。
- 本堤と二線堤の中で約60万m³を貯留し、二線堤から市街地側への越水を遅らせることで、家屋の浸水被害を軽減。



浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設（固定資産税・都市計画税）

<固定資産税等の減免制度を創設>

- > 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税を減免。



<浸水被害軽減地区の概要>

水防管理者による指定

岐阜県輪之内町（福東輪中）

- 輪中堤防等が存する土地等の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、これを浸水被害軽減地区として指定。

形状変更行為の届出

- 浸水被害軽減地区内の土地の改変、掘削等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出。

助言・勧告

- 届出に係る行為が浸水被害軽減地区の保全の観点から望ましくないと水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告。

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第3回 資料3 P66 より

治水対策の取組状況

土地利用と一体となった治水対策（霞堤、水防災事業）

- 上下流バランスの観点から早期の治水対策が困難な地域においては、早期の安全度の向上を図るために、一部区域の氾濫を許容することを前提とし、輪中堤の整備、宅地嵩上げ等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせた水防災対策を実施。

○ 北川では、台風16号により浸水被害が発生するも、河道掘削・宅地嵩上などの事業効果により家屋浸水被害が大幅に低減。

○主な浸水被害の実績表

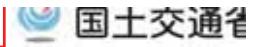
年月日	要因	流量 (m ³ /s)	浸水面積 (ha)	家屋等被害 (戸)
H9.9	台風19号	約5,000	368	648
H16.10	台風23号	約4,900	350	198
H28.9	台風16号	約4,300	約340	24

※観測地点は、H9,H16: 熊田観測所、H28: 長井観測所。



災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転促進 (都市構造再編集中支援事業)

令和2年度創設



※赤字については、令和2年度の拡充事項

- 「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内(概ね5年)の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体:市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率:1/2(都市機能誘導区域内)※、45%(都市機能誘導区域外)

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設等)、土地区画整理事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

<民間事業者等>

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備

-ただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業を要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助本額(補助対象事業費の2/3)に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を国との支障額とする。



※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区等

-ただし、以下の市町村を除く※1。

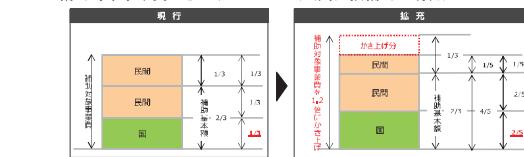
- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

※1 令和3年度末までに提出される都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

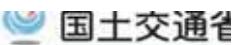
[災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転促進]

○防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく、民間による「災害弱者施設(病院、老人デイサービスセンター、乳幼児一時預かり施設等)」の災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転を促進するため当該事業の誘導整備にかかる補助対象事業費を1.2倍にかさ上げ。

<補助対象事業費かさ上げのイメージ(民間直接補助の場合)>



防災集団移転促進事業



※赤字については、令和2年度の拡充事項

背景・目的

- 住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、地方公共団体が行う住宅団地の整備等に対し事業費の一部を補助。
- 近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、堤防整備等のハード整備のみならず、災害ハザードエリアからの事前の移転も重要
- 一方で、人口減少に伴う集落の小規模化や、事前移転のための合意形成の困難さ等の課題
- 集団移転に対して、より小規模な移転を対象することにより、事業を使いやすくし、災害が発生する前の集団移転を促進

【事業の要件】

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、集団移転促進事業計画を定める。

移転促進区域の設定

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある災害危険区域

※事業区域を建築基準法第39条の災害危険区域として建築禁止である旨を条例で定めることが必要

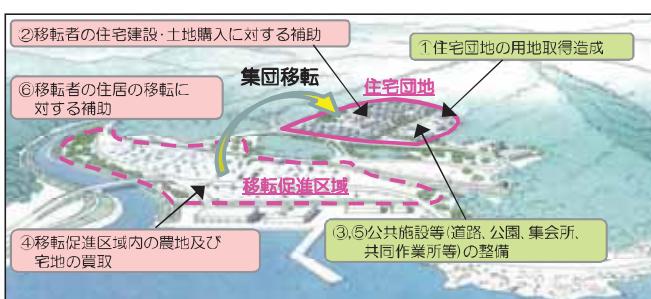
住宅団地の規模

10戸以上(かつ移転しようとする住居の数の半数以上)であることが必要

ただし、浸水想定区域・土砂・津波・火山災害計画区域(地域)であって、堤防等の治水施設整備が不十分な場合は、5戸以上(事前移転の促進)

国庫補助の対象となる経費(補助率3/4)

- ① 住宅団地の用地取得及び造成に要する費用
(当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く)
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費
(借入金の利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④ 移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用
(やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用途に供する土地を買い取る場合に限る)
- ⑤ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥ 移転者の住居の移転経費(引っ越し費用等)に対する補助に要する経費
- ⑦ 事業計画等の策定に必要な経費(補助率1/2)



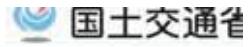
防災集団移転促進事業の効果事例(青森県黒石市)

- S50.8 : 集中豪雨により川沿いの集落が被災
- 被災を契機に、近隣の高台に集団移転(27戸が移転)
- S52.8 : 集中豪雨により再び氾濫
従前地は浸水したもの、移転団地は被害なし

集団移転により浸水被害を防止



コンパクトシティ形成支援事業（集約都市形成支援事業）



※赤字については、令和2年度の拡充事項

- 防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく、居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への
居住機能の移転促進に向けた調査への支援を追加。

■ 計画策定の支援

- 対象計画：①立地適正化計画
②P R E 活用計画
③広域的な立地適正化の方針
④低炭素まちづくり計画

- 補助対象者(直接補助:1/2、上限550万円まで定額*)
➢ 地方公共団体 (①～④)
➢ 市町村都市再生協議会 (①のみ)
➢ P R E 活用協議会 (②のみ)
➢ 鉄道沿線まちづくり協議会 (③のみ)

*人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ

■ コーディネート支援

専門家の派遣等を通じて以下の取組を支援
-計画策定に向けた合意形成
-計画に基づく各種施策の推進のための合意形成

- 補助対象者(直接補助:1/2)
➢ 地方公共団体
➢ 民間事業者等
補助対象者(間接補助:1/3)
➢ 民間事業者等

■ 誘導施設等の移転促進の支援

- 誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援
- 医療施設、社会福祉施設等(延床面積1,000m²、500m²以上*)
- 商業施設(上記と一體的に立地するもの)

*人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ

- 補助対象者(直接補助:1/2)
➢ 地方公共団体
➢ 民間事業者等
補助対象者(間接補助:1/3)
➢ 民間事業者等

■ 建築物跡地等の適正管理支援

立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援
- 跡地等の適正管理に係る方策を検討するための調査
- 跡地等管理協定を締結した建築物跡地等の管理のための専門家派遣及び管理上必要な敷地整備

- 補助対象者(直接補助:1/2)
➢ 地方公共団体
➢ 民間事業者等
補助対象者(間接補助:1/3)
➢ 民間事業者等

■ 居住機能の移転促進に向けた調査支援 R2拡充

防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援

- 補助対象者(直接補助:1/2*)
➢ 地方公共団体
※上限500万円

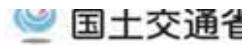
コンパクトシティ形成支援事業の概要



(調査内容の具体例)

- 集落における移転の意向
- 望まれる移転先の場所
- 集落に住む居住者の属性、親族関係、及び親族の意向
- 移転先に望まれる施設や機能
- 移転に必要な費用の算定希望額
- 移転後の跡地の処理方法
- 必要な相談体制
- 移転先における居住体験と評価
- 移転計画のモデル的な実施

防災性能の向上等に対応した市街地再開発事業等の促進



※赤字については、令和2年度の拡充事項

令和元年10月の台風19号の発生等に伴い、洪水等による災害が多発したことを踏まえ、災害に対し脆弱な地域等において、浸水対策を総合的に実施（止水板の設置、非常用発電設備の設置、雨水貯留槽の設置、一時避難施設等の設置 等）し、マンション等の浸水被害の防止に資する市街地再開発事業等を推進し、都市の防災対策を推進する。

市街地再開発事業（交付金）

整備イメージ

防災・省エネまちづくり緊急促進事業（補助金）

浸水想定区域を含む地区において、市街地再開発事業で整備する公共施設建築物において、浸水対策を推進



雨水貯留浸透施設のイメージ



非常用発電設備のイメージ



止水板のイメージ

○大船駅北第二地区（神奈川県横浜市）



横浜市栄区 洪水ハザードマップ

防災性能向上等の緊急的な政策課題に 対応した、質の高い施設建築物を整備する 市街地再開発事業等の緊急的な促進

R2拡充事項として、「雨水貯留浸透施設 の整備」を選択要件（防災対策）に追加

○南小岩六丁目地区（東京都江戸川区）

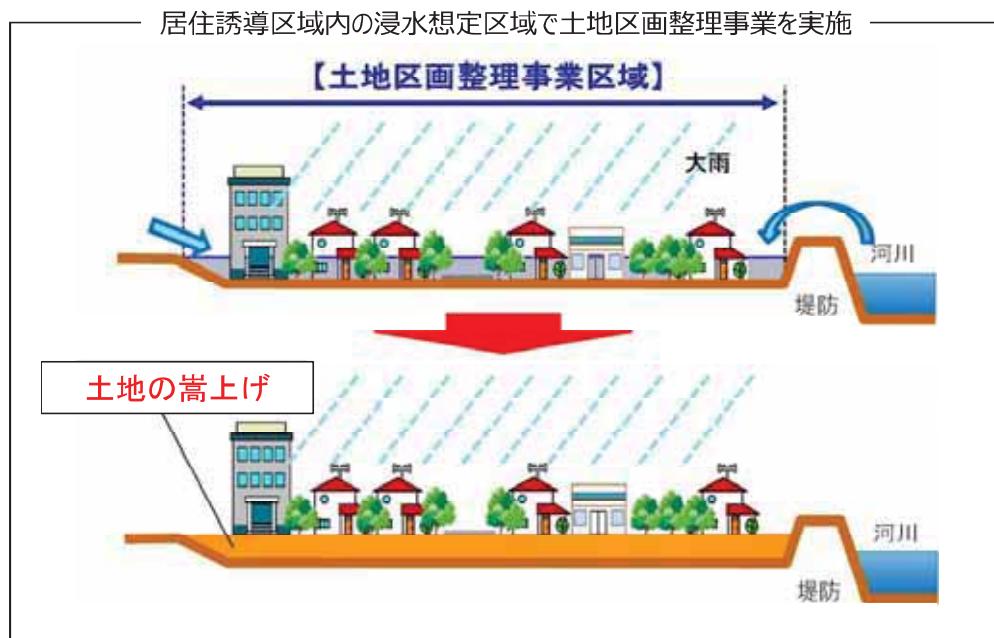


江戸川区氾濫時 浸262

- 居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るために、都市再生区画整理事業を拡充し、**立地適正化計画に位置づけた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用を補助限度額の算定項目に追加。**

【土地の嵩上げによる浸水対策のイメージ】

区画整理事業にあわせて土地の嵩上げをすることにより、地区内の浸水被害を軽減



出典：「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 第1回 資料3-2 P29 上り

流域対策の取組状況

条例による流域対策の事例(滋賀県流域治水の推進に関する条例)

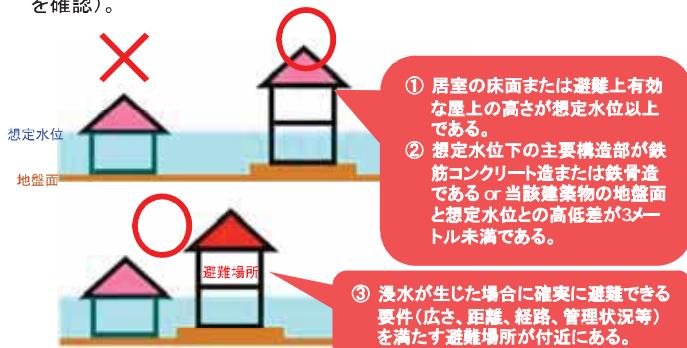
- 滋賀県は、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」を定め、浸水危険性の高い地域について土地利用規制や建築行為の許可制を講じている。
- また、洪水予報河川や水位周知河川のほか、県下の主要な一級河川・普通河川・水路等の様々な規模の降雨による氾濫などを想定した水害リスク情報を、「地先の安全度マップ」として公表し、土地利用や住まい方、避難行動につなげるための基礎資料として活用。

浸水警戒区域における建築物の建築の制限（条例第24条）

- 10年確率降雨時における浸水深が50cm以上となる土地の区域では、盛土などにより一定の対策が講じられなければ、原則として市街化区域に編入しないことを規定。

浸水警戒区域における建築物の建築の制限（条例第14条）

- 知事は、200年確率の降雨が生じた場合に、想定浸水深がおおむね3メートルを超える土地の区域を浸水警戒区域を指定することができ、区域内での住居等の建築に際しては知事の許可が必要となる（以下の①～③を確認）。



地先の安全度マップの公表

大津市の表示例:最大浸水深図(1/200)



対象河川等	県下の主要な一級河川（約240河川）に加え、主要な普通河川、雨水渠および農業用排水路 ⇒ 河川からの氾濫だけではなく、内水氾濫も考慮
設定外力（降雨）	「比較的頻繁に想定される大雨(1/10)」から「計画規模を超える（一級河川整備の将来目標を超える）降雨規模(1/100, 1/200)」を想定 ・ 降雨規模 : 1/10, 1/100, 1/200
表示情報	・被害発生確率（床上浸水（浸水深0.5m以上）、家屋水没（浸水深3m以上）、流体力2.5m ³ /s以上） ・最大浸水深 ・流体力（浸水深 × 泛濫水の平均流速の2乗）

滋賀県：水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金

補助対象区域および補助対象建築物

条例第13条に基づき、浸水警戒区域に指定された時点で区域内に現存する建築物のうち、第15条第1項第1号（想定水位以上に1以上の居室を有する住宅等）および2号（同一敷地内の別棟が想定水位以上に1以上の居室を有する場合等）を満たさない既存不適格住宅から適格住宅に改善する（耐水化）経費に対して支援する。

事業主体・実施主体

- 事業主体：市町（補助金は市町を経由）
- 実施主体：建築主（所有者または世帯主）

補助対象工事

- 工事費、解体除却費、測量調査費

条例第13条第2項に定める想定水位以上に居室の床面等が確保されるよう行われる盛土工事や擁壁工事による嵩上げおよびそれに関連する地盤改良、測量調査、避難空間の確保等の費用。また、増改築を伴わず嵩上げのみの場合は、曳家工事を含めることが出来る。なお、補助対象となる嵩上げ高は、想定水位高と嵩上げ地盤面との差を2m99cmとするのに必要な高さとする。



補助対象経費

1戸当たりの嵩上げ等にかかる対象工事費の1/2とする。ただし、補助金額は以下の算定により決定する。

（補助率 県：1/2 市または補助対象者：1/2）

- 補助金額については、実施主体が行う工事費（建築主の見積もり額）×1/2、県が算定する標準工事費×1/2、補助上限額400万円のいずれか安価な額を採用する。

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第2回 資料4 P44 より

水害予防住宅高床工事助成制度（中野区）

背景	都市化に伴う河川の氾濫被害が増加したことから、東京都と共同して、1982年に高床助成を開始。その後、助成件数の減少に伴い、高床助成は一旦廃止された。しかし、2005年9月の集中豪雨により、神田川水系の妙正寺川、善福寺川等の流域で生じた浸水被害を受けて、中野区は2005年に高床助成を再開した。
補助対象	<p>【助成対象地域】 浸水実績がある地域で、河川整備の進捗状況から現在も浸水するおそれの高い地域。</p> <p>【助成対象となる高床化工事基準】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 高床の高さは、敷地面から床面まで0.75メートル以上とする。2. 床下空間は、0.5メートル以上確保する。3. 新築の場合の高床構造はスラブ型式とする。4. 床下部分は、コンクリート構造などの浸水に耐える構造かつ通水が容易であること。5. 高床の基礎構造部に設ける通水口は、幅50センチメートル以上、高さ25センチメートル以上とする。6. 通水口の開口部は、外周基礎にかかる開口部総延長が、外周基礎延長の10パーセント以上とする。7. 床下部分の通水口は、2または3方向以上確保すること。8. 建築基準法その他関係法令に適合するものであること
補助内容	<p>【補助額】 住宅などの高床化工事にかかる高床部分の床面積に、標準工事費単価を乗じた額の2分の1（千円未満は切り捨て）とし、200万円を限度とする。</p>

浸水エリアを氾濫拡大の抑制と氾濫水の排除等

- 氾濫水を早期に排除するための排水門の整備や排水機場等の耐水化等を推進

迅速な氾濫水排除のための排水門の整備



排水ポンプ車による緊急排水



氾濫

排水機場の耐水化



電源設備等の嵩上げ



止水板の設置

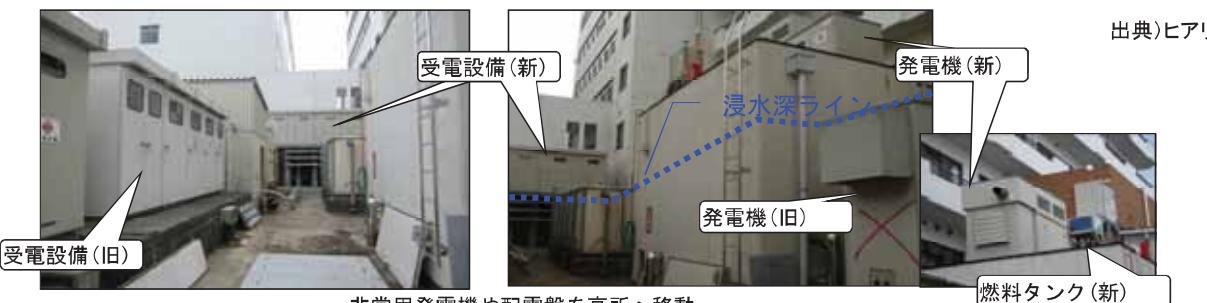


出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第3回 資料3 P67 より

防災関係機関、公益事業者等の業務継続計画策定等

- 防災関係機関等が、応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、市役所等の庁舎や消防署、警察署、病院等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するための方策や、浸水防止対策の実施、バックアップ機能の確保等の業務継続計画の策定を促進するための方策を検討

- ・潤和会記念病院（宮崎県宮崎市）は、平成17年台風14号により病院が浸水。MRIやCTスキャンなどの医療機器や、非常用発電機、受電設備等の電気設備が破損
- ・近隣避難者も含め約1,000名（うち患者約500名、職員約400名）が孤立し、水、食料、一部の薬品が不足。
- ・災害を契機に、MRI、CTスキャン、電気設備、配電盤等の上階への移設、止水板の設置、備蓄品の増量などの対策を行うとともに、水害対策マニュアルを作成し、止水板の設置や新たに購入したボートの取扱いの訓練を実施



出典)ヒアリングより

非常用発電機や配電盤を高所へ移動



北館正面玄関



別棟への連絡通路



北側1階の窓



非常階段

【出典：中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会報告」（平成26年）より作成】

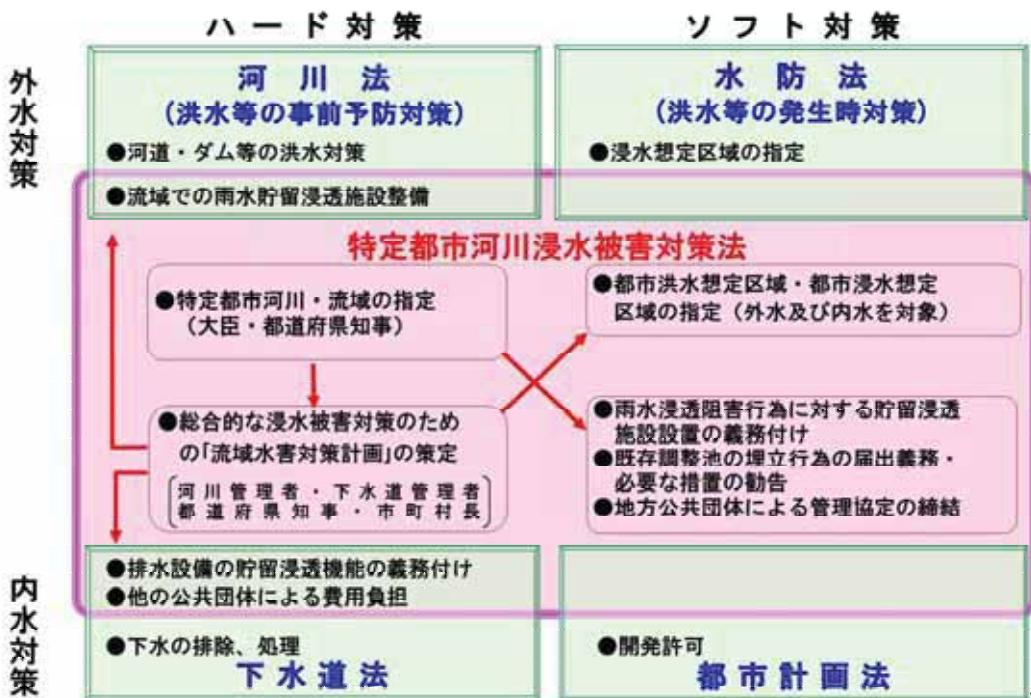
出典：「水災害分野における気候変動適応策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～答由」参考資料 P73より

(参考) 特定都市河川浸水被害対策法

③流出抑制対策の展開と強化

特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、都市洪水想定区域の指定等、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。



河川等への流出を抑制する雨水貯留浸透施設整備

- 平成16年には「特定都市河川浸水被害対策法」が施行され、特に都市化の著しい流域(特定都市河川流域)において、流出を増加させる行為に対する雨水貯留浸透施設設置の義務付け等の対策が行われている。

流域からの流出を増加させる行為

特定都市河川浸水被害対策法においては、雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれがある行為として特定都市河川浸水被害対策法で規定されている行為)として、下記の4つの行為が規定されており、1,000m³以上の開発行為を行う者に対し、雨水貯留浸透施設設置の義務付け等がなされている。

1. 宅地等にするために行う土地の形質の変更
2. 土地の舗装
3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
4. ローラー等により土地を締め固める行為



雨水貯留浸透施設の事例【横浜市内】

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第3回 資料3 P49 より